

2020年度

学修要覧

建築都市デザイン学部

東京都市大学

東京都市大学で学ぶこと

学長 三木 千壽

大学で学ぶことの意義は何でしょうか。高校までは生徒と呼ばれますが、大学に入ると学生になります。広辞苑によれば生徒は教育を受ける者、学生は大学で学ぶ者、となっています。すなわち、生徒は受動的に学ぶのに対して、学生は能動的に学ぶことになります。

東京都市大学の理念は「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」です。自分がどのような人材として、どのような貢献ができるのかを考えてください。都市大の前身の一つである武蔵工業大学は、工業教育の理想を求める学生自らが創設した、日本においては稀な大学です。この精神を受け継ぎ、能動的、主体的に学ぶことを期待します。

高校までは、大学入試という明確なターゲットがありました。しかし、大学に入ると具体的な目標が見えなくなります。大学での目標は、決して一流企業に就職することではありません。大学での最初のステップは、自分の将来の姿、夢を描くこと、そして、それを実現する道程を考えることです。その過程から、やりたいこと、やらなければならないことが自然と浮かび上がってくるでしょう。大学時代は、自分の将来を自由に設計できる最後のチャンスです。

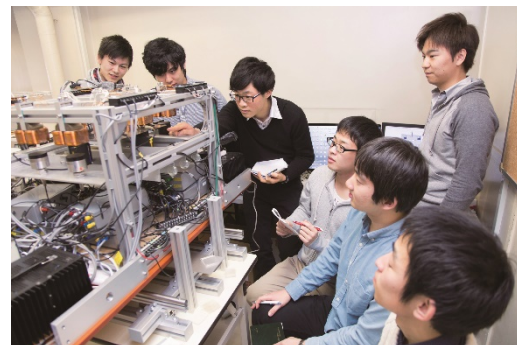
1980年から90年代には、日本が科学技術で世界をリードしました。また、その結果として、世界第2位の経済大国となり、その豊かさを享受してきました。しかし、近年、日本のポジションは急激に低下しています。科学技術分野の論文数などの指標においても、日本は米国に次ぐポジションから、中国、ドイツに抜かれ、4位になっています。特に米国と中国には、質、量とも大きな差をつけられています。このような国際競争力の低下と少子高齢化を考え合わせると、今の日本の生活環境レベルを維持していくためには、大変な努力が必要ということになります。皆さんに期待するところです。

現在、AIとIoTが先導する第4次産業革命が進んでいます。ソサイティ5.0とも呼ばれます。AIとIoTの進化により、現在の雇用の40%が消えてしまう、それと同時に現在存在しない職業が出現するといわれています。そのような時代に活躍できるのはどのような人材でしょうか。学んだこと、蓄積してきた知識が陳腐化していく速度も早いでしょう。あらゆることに対応できる強靱な能力を身に付けることが必要ではないでしょうか。重要なことは、勉強は大学まで、その後は就職、と区切るのではなく、継続的に学び続けることです。学びを停止した瞬間から、取り残され始めます。

都市大が輩出する人材像は、世界中のどこでも活躍できる、実践的専門力を有するグローバル人材です。都市大オーストラリアプログラム(TAP)はグローバル人材への入り口です。そこでは1年間の準備教育の後、4ヶ月間をオーストラリアのパースにあるエディスコワン大学、あるいはマードック大学に留学します。第1回生201名、第2回生228名、第3期生254名、第4期生264名がTAPを修了しており、現在、5回生309名が準備教育を受け、プログラム進行中です。TAPにはやる気があれば誰でも参加できます。更に、高い英語力を有する学生を対象として、ニュージーランドカンタベリー大学への留学プログラム(TUCP)もあります。

大学に入ったのですから、まずは英語によるコミュニケーションが出来る、そして英語で仕事出来るようになります。3年生での海外インターンシップへの参加も国際感覚を養う上で極めて有効です。英語は苦手と思っているかもしれませんが、受験の英語とコミュニケーションツールとしての英語は違います。専門分野の学習に入る前に、大きな課題を解決してしまいましょう。都市大を卒業するときには、国際人になってください。

都市大は「入学時から卒業時までどれくらい能力を上げることができたか」、教育付加価値の指標でのベストバリュー大学を目指しています。都市大の教職員は、学生の皆さんがどこまで伸びるかを見ることを楽しみにしています。卒業時には、「都市大で学んでよかった」と言わせたいと考えています。



目 次

東京都市大学で学ぶこと

学長 三木 千壽

東京都市大学

■ 大学概要	3
■ 沿 革	5
■ 学年暦	7
■ 東京都市大学学則	9
■ 関係規程	27
1. 東京都市大学 学位規程	27
2. 東京都市大学 認定留学に関する規程.....	31
3. 東京都市大学 学生の懲戒に関する規程.....	33
4. 東京都市大学 授業料等納入規程.....	39
5. 東京都市大学 情報システム利用規則.....	41
6. 東京都市大学の情報システムに関する 情報セキュリティポリシー 基本方針.....	43

建築都市デザイン学部

■ 建築都市デザイン学部：人材の養成及び教育研究上の目的.....	47
■ 建築都市デザイン学部：カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー.....	49
■ 建築都市デザイン学部：履修要綱.....	51
1. 単位	51
2. 授業科目	51
3. 履修心得（卒業要件と履修登録上の心得）	52
4. 授業時間	56
5. 休講措置	56
6. ストライキ等により交通機関が運行停止した場合および台風による 気象警報発表時の授業措置	56
7. 科目試験	57
8. 科目成績	58
9. 単位修得状況や成績に関する指導.....	58
10. 3年次進級条件	58
11. 卒業研究(1)着手（4年次への進級）条件.....	59
12. 修業年限と卒業延期	59
13. 他学科・他学部・他大学の科目の履修.....	59
14. 学部・大学院一貫教育	61
■ 東京都市大学留学プログラム（TAP・TUCP）	62

建築都市デザイン学部 共通分野：教養科目・体育科目・外国語科目	
■教養科目	66
■体育科目	66
■外国語科目	66
建築都市デザイン学部 学部基盤科目	
■学部基盤科目	74
建築都市デザイン学部 学科：学部基盤科目・専門科目	
■建築学科	78
■都市工学科	98
関係情報	
■図書館	119
■情報基盤センター	123
■学生生活関連	127
■大学院総合理工学研究科	133
■各種資格	135
■教職員名簿	137
■校舎配置図	147

理念
「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」
——建学の精神“公正”“自由”“自治”を活かしながら新たな発展へ

本学は、“工業教育の理想”を求める学生たちが中心となって創設された、日本においてきわめて稀な、学生の熱意が創り上げた大学です。この建学の精神は、独立自主の思い溢れる学生たちが掲げた、夢と希望のシンボルです。東京都市大学は、この優れた精神を継承しながら、“持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究”を理念とし、新しい時代と社会の要請に応える大学へとさらなる進化を遂げていきます。

東京都市大学	TOKYO CITY UNIVERSITY UNDERGRADUATE DIVISION	入学定員	収容定員
■理工学部	FACULTY OF SCIENCE AND ENGINEERING		
機械工学科	DEPARTMENT OF MECHANICAL ENGINEERING	120	480
機械システム工学科	DEPARTMENT OF MECHANICAL SYSTEMS ENGINEERING	110	440
電気電子通信工学科	DEPARTMENT OF ELECTRICAL, ELECTRONICS AND COMMUNICATION ENGINEERING	150	600
医用工学科	DEPARTMENT OF MEDICAL ENGINEERING	60	240
エネルギー化学科	DEPARTMENT OF CHEMISTRY AND ENERGY ENGINEERING	75	300
原子力安全工学科	DEPARTMENT OF NUCLEAR SAFETY ENGINEERING	45	180
自然科学科	DEPARTMENT OF NATURAL SCIENCES	60	240
		620	2,480
■建築都市デザイン学部	FACULTY OF ARCHITECTURE AND URBAN DESIGN		
建築学科	DEPARTMENT OF ARCHITECTURE	120	480
都市工学科	DEPARTMENT OF URBAN AND CIVIL ENGINEERING	100	400
		220	880
■情報工学部	FACULTY OF INFORMATION TECHNOLOGY		
情報科学科	DEPARTMENT OF COMPUTER SCIENCE	100	400
知能情報工学科	DEPARTMENT OF INTELLIGENT SYSTEMS	80	320
		180	720
■環境学部	FACULTY OF ENVIRONMENTAL STUDIES		
環境創生学科	DEPARTMENT OF RESTORATION ECOLOGY AND BUILT ENVIRONMENT	90	360
環境経営システム学科	DEPARTMENT OF ENVIRONMENTAL MANAGEMENT AND SUSTAINABILITY	70	280
		160	640
■メディア情報学部	FACULTY OF INFORMATICS		
社会メディア学科	DEPARTMENT OF SOCIOLOGY AND MEDIA STUDIES	90	360
情報システム学科	DEPARTMENT OF INFORMATION SYSTEMS	90	360
		180	720
■都市生活学部	FACULTY OF URBAN LIFE STUDIES		
都市生活学科	DEPARTMENT OF URBAN LIFE STUDIES	160	640
■人間科学部	FACULTY OF HUMAN LIFE SCIENCES		
児童学科	DEPARTMENT OF CHILD STUDIES	100	400
		1,620	6,480

■世田谷キャンパス 【理工学部】【建築都市デザイン学部】【情報工学部】 〒158-8557 東京都世田谷区玉堤1-28-1	
■横浜キャンパス【環境学部】【メディア情報学部】 〒224-8551 神奈川県横浜市都筑区牛久保西3-3-1	
■等々力キャンパス【都市生活学部】【人間科学部】 〒158-8586 東京都世田谷区等々力8-9-18	■総合研究所 [等々力キャンパス] 〒158-0082 東京都世田谷区等々力8-15-1
	■原子力研究所 [王禅寺キャンパス] 〒215-0013 神奈川県川崎市麻生区王禅寺971

東京都市大学 大学院	TOKYO CITY UNIVERSITY GRADUATE SCHOOL	課程	修士課程		博士後期課程	
		定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
■総合理工学研究科	GRADUATE SCHOOL OF INTEGRATIVE SCIENCE AND ENGINEERING		MASTER OF ENGINEERING COURSE		DOCTOR OF ENGINEERING COURSE	
機械専攻	MECHANICS		60	120	8	24
電気・化学専攻	ELECTRICAL ENGINEERING AND CHEMISTRY		66	132	8	24
共同原子力専攻	COOPERATIVE MAJOR IN NUCLEAR ENERGY		15	30	4	12
自然科学専攻	NATURAL SCIENCES		15	30	2	6
建築・都市専攻	ARCHITECTURE AND CIVIL ENGINEERING		54	108	8	24
情報専攻	INFORMATICS		66	132	8	24
			276	552	38	114
■環境情報学研究科	GRADUATE SCHOOL OF ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES		MASTER OF ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES COURSE		DOCTOR OF ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES COURSE	
環境情報学専攻	ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES		20	40	2	6
都市生活学専攻	URBAN LIFE STUDIES		6	12		
			26	52	2	6
			287	574	38	114

付属施設等 大学	共通教育部 FACULTY OF LIBERAL ARTS AND SCIENCES	世田谷・横浜・等々力キャンパス
大学	図書館 LIBRARY	世田谷・横浜・等々力キャンパス
大学	総合研究所 ADVANCED RESEARCH LABORATORIES	等々力キャンパス
大学	情報基盤センター INFORMATION TECHNOLOGY CENTER	世田谷・横浜・等々力キャンパス
理工学部	原子力研究所 ATOMIC ENERGY RESEARCH LABORATORY	王禅寺キャンパス

沿革

東京都市大学は、昭和4年に創設された武蔵高等工科学校をその母体として発展してきたもので、その沿革は次の通りである。昭和24年に学制改革により武蔵工業大学に昇格した本学は、公正・自由・自治を建学の精神とし、実学の充実に力点を置いた教育と、実践的かつ先駆的な研究活動で、わが国の工業教育に尽瘁してきた。平成21年には東京都市大学と改称し、「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を理念とした、科学技術から生活福祉までの幅広い領域を網羅する大学として現在に至っている。

昭和4年9月	□武蔵高等工科学校として創設 □電気工学科，土木工学科，建築工学科の3学科を開設
昭和5年4月	□建築工学科を建築学科と改称
昭和9年4月	□機械工学科を増設，計4学科となる
昭和17年4月	□実業学校令，専門学校令による武蔵高等工業学校を開設 □機械工学科，電気工学科，土木工学科，建築工学科の4学科を設置
昭和19年4月	□武蔵工業専門学校と改称 □機械科，電気科，建築科，土木科とし，同時に電気通信科を増設，計5科となる
昭和24年4月	□武蔵工業大学に昇格 □工学部機械工学科，電気工学科，建設工学科の3学科を設置 □学長に赤野正信が就任
昭和25年4月	□短期大学部機械科，電気科，建設科の3科を併設
昭和27年4月	□学長に荒川大太郎が就任
昭和29年11月	□理事長に五島慶太が就任
昭和30年5月	□学長に元東京工業大学長・大阪帝国大学総長工学博士八木秀次が就任
同6月	□学校法人東横学園を合併して学校法人名を五島育英会と改称
昭和32年4月	□工学部に電気通信工学科を増設，建設工学科を建築工学科，土木工学科に分離し，工学部は計5学科となる
昭和34年4月	□工学部に生産機械工学科，経営工学科を増設，工学部は計7学科となる
同9月	□理事長に五島昇が就任
昭和35年4月	□原子力研究所発足 □学長に前静岡大学長工学博士山田良之助が就任
同10月	□工学部建築工学科を建築学科と改称
昭和39年9月	□五島育英会々長に五島昇が就任 □理事長に唐沢俊樹が就任
昭和40年4月	□工学部機械工学科と生産機械工学科を合併，新たに機械工学科とし，工学部は計6学科となる
昭和41年4月	□大学院工学研究科修士課程機械工学専攻，生産機械工学専攻，電気工学専攻，建築学専攻の4専攻を開設
昭和42年5月	□理事長に星野直樹が就任
昭和43年3月	□短期大学部を廃止
同4月	□大学院工学研究科博士後期課程機械工学専攻，生産機械工学専攻，電気工学専攻，建築学専攻の4専攻を開設
昭和44年4月	□工学部電気通信工学科を電子通信工学科と改称
昭和47年4月	□大学院工学研究科修士課程に土木工学専攻を増設，大学院工学研究科修士課程は計5専攻となる
昭和49年3月	□理事長に曾禰益が就任
昭和53年3月	□学長に東京大学名誉教授工学博士石川馨が就任
昭和54年10月	□創立50周年 □情報処理センター発足
昭和55年6月	□理事長に五島昇が就任
昭和56年4月	□大学院工学研究科博士後期課程に土木工学専攻を増設，大学院工学研究科博士後期課程は計5専攻となる □大学院工学研究科修士課程に経営工学専攻，原子力工学専攻を増設，大学院工学研究科修士課程は計7専攻となる
同6月	□会長に五島昇が就任 □理事長に山田秀介が就任
昭和60年4月	□工学部電気工学科を電気電子工学科と改称
平成元年9月	□学長に本学教授工学博士古浜庄一が就任
平成4年4月	□水素エネルギー研究センター発足
平成6年5月	□理事長に堀江音太郎が就任
平成9年4月	□環境情報学部環境情報学科を開設，大学は計2学部となる □工学部に機械システム工学科，電子情報工学科，エネルギー基礎工学科を増設，工学部は計9学科となる □情報メディアセンター発足
平成10年9月	□学長に東京大学名誉教授・埼玉大学名誉教授工学博士堀川清司が就任
同10月	□環境情報学部が国際規格「環境マネジメントシステムISO 14001」の認証を取得
平成11年4月	□エネルギー環境技術開発センター発足
平成12年4月	□産官学交流センター発足
同5月	□理事長に秋山壽が就任
平成13年4月	□大学院環境情報学研究科修士課程環境情報学専攻を開設，大学院は計2研究科となる □大学院工学研究科修士課程及び博士後期課程生産機械工学専攻を機械システム工学専攻と改称
平成14年3月	□14号館（サクラセンター#14（新体育館・食堂））完成
同4月	□大学院工学研究科修士課程及び博士後期課程土木工学専攻を都市基盤工学専攻と改称，大学院工学研究科修士課程原子力工学専攻をエネルギー量子工学専攻と改称 □工学部土木工学科を都市基盤工学科，経営工学科をシステム情報工学科とそれぞれ改称 □環境情報学部情報メディア学科を増設，環境情報学部は計2学科となる □生涯学習センター発足

- 平成15年 4月 □大学院工学研究科博士後期課程にエネルギー量子工学専攻を増設，大学院工学研究科博士後期課程は計6専攻となる
□工学部電気電子工学科を電気電子情報工学科，電子情報工学科をコンピュータ・メディア工学科，エネルギー基礎工学科を環境エネルギー工学科とそれぞれ改称
- 同 5月 □理事長に山口裕啓が就任
- 平成16年 4月 □総合研究所発足 □9号館（新図書館）完成
- 同 9月 □学長に本学教授工学博士中村英夫が就任
- 同 10月 □創立75周年
- 平成17年 4月 □大学院環境情報学研究科博士後期課程環境情報学専攻を開設
- 平成18年 4月 □大学院工学研究科修士課程経営工学専攻の学生募集を停止，修士課程及び博士後期課程にシステム情報工学専攻を開設 □大学院全専攻に博士後期課程が設置されたため修士課程の呼称を博士前期課程に変更，大学院博士後期課程及び博士前期課程は計2研究科・8専攻となる
- 同 8月 □4号館（新建築学科棟）完成
- 平成19年 4月 □知識工学部情報科学科，情報ネットワーク工学科，応用情報工学科の3学科を開設，大学は計3学部となる □工学部に生体医工学科を増設，工学部の電子通信工学科，コンピュータ・メディア工学科，システム情報工学科の学生募集を停止，電気電子情報工学科を電気電子工学科，都市基盤工学科を都市工学科とそれぞれ改称，工学部は計7学科となる
- 同 12月 □室蘭工業大学と包括連携協定を締結
- 平成20年 3月 □昭和大学，多摩美術大学と包括連携協定を締結
- 同 4月 □工学部に原子力安全工学科を増設，工学部は計8学科となる □工学部環境エネルギー工学科をエネルギー化学科と改称
- 平成21年 4月 □同一法人内の東横学園女子短期大学と統合し，大学名称を東京都市大学と改称 □都市生活学部都市生活学科，人間科学部児童学科を開設，大学は計5学部となる □大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程電気工学専攻の学生募集を停止，電気電子工学専攻，生体医工学専攻，情報工学専攻を開設，大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程は計9専攻となる □知識工学部に自然科学科を増設，応用情報工学科を経営システム工学科と改称，知識工学部は計4学科となる
- 同 6月 □2号館（生体医工学科棟）完成
- 平成22年 4月 □大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程エネルギー量子工学専攻の学生募集を停止，エネルギー化学専攻を開設，共同原子力専攻を早稲田大学と共同で開設，大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程は計10専攻となる
- 平成23年 4月 □大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程都市基盤工学専攻を都市工学専攻と改称 □工学部及び知識工学部の情報処理センター，環境情報学部の情報メディアセンターを改編し，情報基盤センター発足
- 平成23年 5月 □理事長に安達功が就任
- 平成24年 4月 □共通教育部を設置
- 平成25年 4月 □大学院環境情報学研究科に修士課程都市生活学専攻を増設，大学院博士前期課程の呼称を修士課程に変更 □環境情報学部環境情報学科及び情報メディア学科の学生募集停止，環境学部環境創生学科，環境マネジメント学科，メディア情報学部社会メディア学科，情報システム学科を新設，大学は計6学部18学科となる □工学部生体医工学科を医用工学科と改称，知識工学部情報ネットワーク工学科を情報通信工学科と改称
- 同 9月 □学長に東京大学名誉教授・前独立行政法人科学技術振興機構理事長 理工学博士 北澤宏一が就任
- 同 12月 □1号館完成
- 平成27年 1月 □学長に本学副学長工学博士三木千壽が就任
- 平成30年 4月 □大学院工学研究科を総合理工学研究科と改称，博士後期課程及び修士課程機械工学専攻を機械専攻に改称，電気電子工学専攻を電気・化学専攻に改称，建築学専攻を建築・都市専攻に改称，情報工学専攻を情報専攻に改称，機械システム工学専攻，生体医工学専攻，都市工学専攻，システム情報工学専攻，エネルギー化学専攻の学生募集を停止，総合理工学研究科は計5専攻となる □6号館（研究実験棟）完成
- 同 5月 □理事長に高橋遠が就任
- 平成31年 4月 □工学部電気電子工学科を電気電子通信工学科と改称，知識工学部経営システム工学科を知能情報工学科と改称，環境学部環境マネジメント学科を環境経営システム学科と改称，知識工学部情報通信工学科の学生募集停止，大学は計6学部17学科となる □国際学生寮完成
- 令和元年10月 □創立90周年
- 令和 2年 4月 □工学部を理工学部と改称，工学部建築学科及び都市工学科の学生募集停止，理工学部に自然科学科を増設，理工学部は計7学科となる □知識工学部を情報工学部と改称，知識工学部自然科学科の学生募集停止，情報工学部は計2学科となる □建築都市デザイン学部建築学科，都市工学科の2学科を開設，大学は計7学部17学科となる □大学院総合理工学研究科博士後期課程及び修士課程自然科学専攻を増設，大学院総合理工学研究科博士後期課程及び修士課程は計6専攻となる

2020年度 学年暦

2020年度 前期

下表の白抜き部分が授業開講日です。

	月	火	水	木	金	土	日
4月			オリエンテーション	入学式	オリエンテーション		5
	フレッシュヤーズ キャンプ		8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	祝日 授業日	30	1	2	3
5月	祝日 授業日	祝日 授業日	祝日 授業日	7	8	9 体育祭 PM	体育祭
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	※休校 振替日
	25	26	<u>27</u>	<u>28</u>	<u>29</u>	30	試験 予備日
6月	1	2	3	4	5	6 横浜祭 PM	横浜祭
	片付日 振替 休校	9	10	11	12	13	14 OC
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	1	2	3	4	※休校 振替日
7月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	月曜 授業日	試験 予備日
	<u>20</u>	<u>21</u>	<u>22</u>	<u>23</u>	24	25	26
	振替 休校	振替 休校	振替 休校	振替 休校	31	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
8月	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	オープ ンキャン パス
	オープ ンキャン パス	25	26	27	28	29	30
	31	1	2	3	4	5	6
9月	7	8	9	10	11	12	13

大学	大学院	主要行事
全学		年度開始 4月1日(水)
全学		入学式 4月2日(木)
全学		前期オリエンテーション 4月1日(水)、4月3日(金)、4月4日(土)
理・建・情・工・知	院工・院総	学生定例健康診断 4月4日(土)、4月6日(月)～4月9日(木)
環・メ	院環	4月1日(水)、4月3日(金)、4月4日(土)
都・人	---	4月3日(金)、4月4日(土)
全1年	---	フレッシュヤーズ・キャンプ: 休講 4月6日(月)～4月7日(火)
---	院環	前期履修登録日 4月15日(水)～4月21日(火)
理・建・情・工・知	院工・院総	4月13日(月)～4月15日(水)
環・メ	---	4月13日(月)～4月15日(水)
都・人	---	4月14日(火)～4月15日(水)
---	全※	学位論文主題等届出締切日 ※対象: 修士2年次・博士後5年次 工学研究科/総合理工学研究科/環境情報学研究科: 4月24日(金)
全学		祝日授業日(祝日だが授業を実施) 4月29日(水) ■6/8を振替休校日とする
全学		祝日授業日(祝日だが授業を実施) 5月4日(月) ■7/27を振替休校日とする
全学		祝日授業日(祝日だが授業を実施) 5月5日(火) ■7/28を振替休校日とする
全学		祝日授業日(祝日だが授業を実施) 5月6日(水) ■7/29を振替休校日とする
全学		体育祭 ※5/9(土)は全キャンパス授業実施 5月9日(土)午後～5月10日(日)
---	入試	大学院入学試験(A日程: 推薦) 総合理工学研究科: 5月13日(水)
---	入試	環境情報学研究科: 5月16日(土)
---	入試	大学院入学試験(後学期入試: 一般) 総合理工学研究科: 6月26日(金)～6月27日(土)
---	入試	環境情報学研究科: 5月16日(土)
全学		前期前半末試験(前期前半でクォーター開講する授業の試験) 5月27日(水)～5月29日(金) ※5/31は試験予備日とする
全学 (横浜キャンパス)		横浜祭 ※6/6(土)は全キャンパス授業実施 6月6日(土)午後～6月7日(日)
全学※		6月8日(月)片付日(振替休校)
全学※		前期後半科目履修変更期間 ※環境情報学研究科を除く 6月9日(火)～6月10日(水)
入試	---	編入学試験(高等専門学校3年次指定校推薦) 6月20日(土)
全学		振替授業(月曜日開講の授業を実施) 7月18日(土)
全学		前期末試験 7月20日(月)～7月23日(木) ※7/19は試験予備日とする
全学		祝日試験日(祝日だが試験を実施) 7月23日(木) ■7/30を振替休校日とする
全学		夏期休業 7月31日(金)～9月23日(木)
全学		オープンキャンパス 8月23日(日)～8月24日(月)(全キャンパス)
全	---	転学部・転学科試験 9月1日(火)
---	入試	大学院入学試験(B日程: 一般) 総合理工学研究科: 9月1日(火)～9月3日(木)
---	入試	環境情報学研究科: 9月7日(月)

オープンキャンパス

別日程でキャンパス毎にも行う予定です。

*休校振替日

台風等で休校が発生し振替が必要な場合に、授業を行う予備日です。

人間科学部 実習

人間科学部は、以下の実習期間に応じて、別途補講などが指示されます。

実習種類	学年	期間
保育実習(1)	保育園	3年 2020/6/8(月)～6/20(土)
	施設	3年 2020/7/29(水)～9/15(火)
保育実習(2)	保育園	4年 2020/6/15(月)～6/27(土)
	施設	4年 2020/7/29(水)～9/15(火)
保育実習(3)	施設	4年 2020/7/29(水)～9/15(火)
幼稚園: 観察実習	幼稚園	2年 2021/2/5(金)～2/12(金)
幼稚園: 責任実習	幼稚園	3年 2021/2/4(木)～2/26(金)

祝日授業日の注意

祝日だが授業を行う日があり、その振替で休校とする日があります。

祝日だが授業を実施	振替休校日
4月29日(水)	6月8日(月)
5月4日(月)	7月27日(月)
5月5日(火)	7月28日(火)
5月6日(水)	7月29日(水)
7月23日(木)	7月30日(木)
10/17(土・創立記念日)	11月6日(金)
11月3日(火)	11月9日(月)
11月23日(月)	1月7日(木)

振替授業日の注意

7/18(土)は、月曜日開講の授業を行います。

大学	大学院	主要行事
全学		前学期卒業式/後学期入学式 9月19日(土)
全学		後期オリエンテーション 9月24日(木)
---	院環※	学位論文主題仮提出に関するガイダンス ※対象:修士1年次 9月24日(木)
---	院環	後期履修登録日 9月28日(月)~10月2日(金) 確認日:履修登録時
理・産・情・工・知	院工・院総	9月28日(月)~9月30日(水) 確認日:10月5日(月)~10月6日(火)
環・メ	---	9月28日(月)~9月30日(水) 確認日:10月5日(月)~10月6日(火)
部・人	---	9月29日(火)~9月30日(木) 確認日:10月5日(月)~10月6日(火)
---	院環※	学位論文主題仮提出締切日 環境情報学専攻科:10月2日(金) ※対象:修士1年次・博士後3年次 総合選抜型入試/原子力人材入試(仮) 10月10日(土)
入試	---	
全学		創立記念日(創立記念日だが授業を実施) 10月17日(土) ■11/6を振替休校日とする
---	院環※	学位請求書・学位論文等の提出に関するガイダンス 環境情報学専攻科:10月30日(金) ※対象:修士2年次
入試	---	総合選抜型入試/国際バカロレア特別入試/社会人特別入試/薬学生特別入試(仮) 10月31日(土)
全学		祝日授業日(祝日だが授業を実施) 11月3日(火) ■11/9を振替休校日とする
全学 (世田谷キャンパス) (等々力キャンパス)		東京都市大学世田谷祭/等々力祭 11月6日(金)準備日(振替休校) 11月7日(土)(休講)~11月8日(日) 11月9日(月)片付け日(振替休校)
全学		後期前半末試験(後期前半でクォーター開講する授業の試験) 11月17日(火)~11月19日(木) ※11/22は試験予備日とする
入試	---	学校推薦型選抜(仮) 11月21日(土)
全学		祝日授業日(祝日だが授業を実施) 11月23日(月) ■1/7を振替休校日とする
---	全※	学位論文提出締切日 ※対象:博士後5年次 工学専攻科/総合理工学専攻科/環境情報学専攻科:11月27日(金)
全学※		後期後半科目履修変更期間 ※環境情報学専攻科を除く 11月30日(月)~12月1日(火)
全学		冬期休業 12月25日(金)~1月8日(金)
入試	---	付属進学制度/編入学試験/外国人留学生特別入試(仮) 1月9日(土)
入試	---	大学院入学共通テスト:休講 1月16日(土)~1月17日(日)
全学		学年末試験 1月26日(火)~1月30日(土) ※1/24は試験予備日とする
---	全※	学位請求書・学位論文等提出締切日 ※対象:修士2年次・博士後5年次 工学専攻科/総合理工学専攻科/環境情報学専攻科:1月28日(木)
全学		春期休業 2月1日(月)~3月31日(水)
入試	---	一般入試(前期) 2月1日(月)~2月3日(水)
---	入試	大学院入学試験(C日程:一般) 総合理工学専攻科:2月24日(木)~2月26日(金) 環境情報学専攻科:2月9日(火)
入試	---	一般入試(中期) 2月20日(土)
入試	---	一般入試(後期) 3月4日(木)
全学		学位授与(博士・修士・学士)資格認定者発表日 3月12日(金)
入試	---	共通テスト利用型入試(後期) 3月14日(日)
全学		学位授与式 3月19日(金)
全学		年度終了 3月31日(水)

入試はすべて予定であり、2021年度「入試大綱」の決定に基づき変更になる場合があります。

2020年度 後期

下表の白抜き部分が授業開講日です。

	月	火	水	木	金	土	日
9月	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	オリエンテーション	25	26	27
	28	29	30	1	2	3	4
10月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17 創立記念日	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
	2	祝日 授業日	4	5	準備日 振替休校	世田谷 等々力祭	谷祭
11月	振替休校	10	11	12	13	14	※休校 振替日
	16	17	18	19	20	21	試験 予備日
	祝日 授業日	24	25	26	27	28	29
12月	30	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
1月	4	5	6	振替休校	8	9	※休校 振替日
	11	12	13	14	15	共通テスト	
	18	19	20	21	22	23	試験 予備日
	25	26	27	28	29	30	31
2月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	1	2	3	4	5	6	7
3月	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	学位 授与式	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学は、学校教育法に基づき、豊かな教養を授け、深く専門の学術を教授研究し、もって文化の向上に寄与するとともに、人類福祉の増進に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(名称)

第2条 本大学は、東京都市大学と称する。

(位置)

第3条 本大学は、東京都世田谷区玉堤1丁目28番1号に置く。

第2章 組織

(学部、学科及び収容定員)

第4条 本大学に、理工学部、建築都市デザイン学部、情報工学部、環境学部、メディア情報学部、都市生活学部及び人間科学部を置く。

2 各学部に設ける学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
理工学部	機械工学科	120	480
	機械システム工学科	110	440
	電気電子通信工学科	150	600
	医用工学科	60	240
	エネルギー化学科	75	300
	原子力安全工学科	45	180
	自然科学科	60	240
	計	620	2,480
建築都市デザイン学部	建築学科	120	480
	都市工学科	100	400
	計	220	880
情報工学部	情報科学科	100	400
	知能情報工学科	80	320
	計	180	720
環境学部	環境創生学科	90	360
	環境経営システム学科	70	280
	計	160	640
メディア情報学部	社会メディア学科	90	360
	情報システム学科	90	360
	計	180	720
都市生活学部	都市生活学科	160	640
人間科学部	児童学科	100	400
合 計		1,620	6,480

(人材の養成及び教育研究上の目的)

第4条の2 第1条を実現するため、各学部と学科における人材の養成及び教育研究上の目的を別表6に定める。

(共通教育部)

第4条の3 本大学に、共通教育部を置く。

2 共通教育部に関する規程は、別に定める。

(大学院)

第5条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(図書館)

第6条 本大学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(学生部)

第7条 本大学に、学生部を置く。

2 学生部に関する規程は、別に定める。

(付属施設)

第8条 本大学に、以下の付属施設を置く。

(1) 総合研究所

(2) 情報基盤センター

2 理工学部に、原子力研究所を置く。

3 付属施設に関する規程は、別に定める。

(付属学校)

第9条 本大学に、次の付属学校を置く。

(1) 附属高等学校

(2) 附属中学校

(3) 等々力高等学校

(4) 等々力中学校

(5) 塩尻高等学校

(6) 附属小学校

(7) 二子幼稚園

2 付属学校の学則は、別に定める。

第3章 職員

(職員組織)

第10条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員及び事務職員を置く。

2 前項のほか、副学長を置くことができる。

3 学長及び副学長に関する規程は、別に定める。

4 各学部に、学部長を置く。

5 学部長に関する規程は、別に定める。

(教員資格)

第11条 各学科の主要な学科目は、各専門分野につき資格を有する専任の教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 各学科の学科目を担当する教員の資格基準及び資格審査に関し必要な規程は、別に定める。

第4章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

- 第12条** 本大学に、大学協議会を置き、学長の求めに応じ、本大学の運営に関する重要事項を審議する。
2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

- 第13条** 各学部にて、教授会を置く。
2 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。
3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べる。
(1) 当該学部における学生の入学、卒業及び学位授与に関すること。
(2) 当該学部における教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。
4 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べるができる。
5 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。
6 教授会の運営に関する規程は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

- 第14条** 理工学部にあつては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、PBL科目、理工学基礎科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。
2 建築都市デザイン学部にあつては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、PBL科目、学部基盤科目、専門科目に区分する。
3 情報工学部にあつては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、PBL科目、情報工学基盤科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。
4 環境学部にあつては、授業科目を基礎科目(体育科目・外国語科目・教養科目)、PBL科目、専門基礎科目、専門科目(学科基盤科目・学科専門科目)に区分する。
5 メディア情報学部にあつては、授業科目を基礎科目(体育科目・外国語科目・教養科目)、PBL科目、専門基礎科目、専門科目(学科基盤科目・学科専門科目)、並びに教科及び教職に関する科目に区分する。
6 都市生活学部にあつては、授業科目を教養科目、外国語科目、体育科目、PBL科目、専門基礎科目、専門科目に区分する。
7 人間科学部にあつては、授業科目を教養科目、外国語科目、体育科目、PBL科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。

(履修単位及び年限)

- 第15条** 学生は、4年以上在学し、次の区分に従って所定の単位数以上を修得しなければならない。

理工学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
PBL科目	3単位
理工学基礎科目	30単位
専門科目	60単位
小 計	112単位
自由選択 ※	12単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

建築都市デザイン学部 建築学科

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
PBL科目	3単位
学部基盤科目	30単位
専門科目	68単位
小 計	120単位
自由選択 ※	4単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して4単位以上修得しなければならない。

建築都市デザイン学部 都市工学科

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
PBL科目	3単位
学部基盤科目	30単位
専門科目	60単位
小 計	112単位
自由選択 ※	12単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

情報工学部 一般コース

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
PBL科目	3単位
情報工学基盤科目	30単位
専門科目	60単位
小 計	112単位
自由選択 ※	12単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

情報工学部 国際コース

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	12単位
PBL科目	3単位
情報工学基盤科目	30単位
専門科目	60単位
小 計	116単位
自由選択 ※	8単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して8単位以上修得しなければならない。

環境学部

区 分		卒 業 要 件
基礎科目	外国語科目	8単位
	体育科目	1単位
	教養科目	10単位
PBL科目		4単位
小 計		23単位
専門基礎科目		30単位
小 計		30単位
専門科目	学科基盤科目	60単位
	学科専門科目	
小 計		60単位
自由選択科目 ※		11単位
合 計		124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して11単位以上修得しなければならない。

メディア情報学部

区 分		卒 業 要 件
基礎科目	外国語科目	8単位
	体育科目	1単位
	教養科目	10単位
PBL科目		3単位
小 計		22単位
専門基礎科目		30単位
小 計		30単位
専門科目	学科基盤科目	60単位
	学科専門科目	
小 計		60単位
自由選択科目 ※		12単位
合 計		124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

都市生活学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
外国語科目	8単位
PBL科目	3単位
専門基礎科目	37単位
専門科目	53単位
小 計	111単位
自由選択 ※	13単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して13単位以上修得しなければならない。
体育科目の単位は、自由選択に含める。

人間科学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	20 単位
外国語科目	
体育科目	
PBL 科目	2 単位
専門科目	90 単位
小 計	112 単位
自由選択 ※	12 単位
合 計	124 単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

- 2 学部の定めるところにより、他学部、他学科で開設する指定授業科目を履修したときは、当該授業科目の単位を卒業に必要な単位として認めることができる。
- 3 理工学部、建築都市デザイン学部及び情報工学部の学生は、60単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 4 環境学部の学生は、2年以上在学し、70単位以上を修得しなければ事例研究（1）に着手することができない。
- 5 メディア情報学部の学生は、2年以上在学し、70単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 6 理工学部及び建築都市デザイン学部の学生は、3年以上在学し、100単位以上を修得しなければ4年次に進級し卒業研究に着手することができない。
- 7 情報工学部の学生は、3年以上在学し、100単位以上を修得しなければ4年次に進級することができない。
- 8 都市生活学部及び人間科学部の学生は、3年以上在学し、100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 9 環境学部の学生は、3年以上在学し、事例研究（1）及び事例研究（2）を含む100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 10 メディア情報学部の学生は、3年以上在学し、事例研究を含む100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。

（在学年数及び在学年限）

第16条 前条における、本大学での在学年数とは、本大学入学後の年数とする。

- 2 編入学、転入学又は再入学した者の在学年数は、前項の規定にかかわらず前項の在学年数に以下の年数を加えたものとする。
 - (1) 2年次入学の場合は1年
 - (2) 3年次入学の場合は2年
- 3 転学部又は転学科の場合は、転学部又は転学科の学年次にかかわらず、第1項による。
- 4 休学期間は在学年数に含めない。
- 5 在学年数は、8年を超えることができない。
- 6 理工学部、建築都市デザイン学部、情報工学部及びメディア情報学部については、2年次までの在学年数は、4年を超えることができない。

（科目の履修届出）

第17条 学生は、履修しようとする科目について、所定の届出をしなければならない。

(教育課程，単位の計算方法及び授業の方法)

第18条 各学部各学科の教育課程，授業科目の単位数及び授業時間数は，別表1のとおりとし，履修の順序，その他履修方法は，別に定める。

2 本条に規定する各授業科目の単位数は，1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせ45時間とし，次の標準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は，15時間の授業をもって1単位とする。ただし，別に定める授業科目については，30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験，実習，製図及び実技は，30時間の授業をもって1単位とする。ただし，別に定める授業科目については，45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 卒業研究は，30時間をもって1単位とするが，内容を考慮して定める。

3 本条に規定する各授業科目の授業を，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。なお，この授業において修得する単位数は，60単位を超えないものとする。

(各授業科目の授業期間)

第18条の2 各授業科目の授業は，10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上必要があり，かつ，十分な教育効果をあげることができると認められる場合は，この限りでない。

(編入学者等の既修得単位の認定)

第19条 学生が本大学の学部編入学又は転入学する前に，大学，短期大学，高等専門学校又は専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位を，本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が転学部又は転学科する前に所属した学部・学科において履修した授業科目について修得した単位を，転学部又は転学科後の学部・学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の単位認定は当該学部教授会の議を経て行うものとする。

(教育職員の免許状)

第20条 教育職員免許状の資格を得ようとする者は，卒業に必要な単位を修得するほか，教育職員免許法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める免許状の種類及び免許教科は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	(教科)
理工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 工業)
		中学校教諭一種免許状	(数学, 技術)
	機械システム工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 工業)
		中学校教諭一種免許状	(数学, 技術)
	電気電子通信工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 理科, 工業)
		中学校教諭一種免許状	(数学, 理科, 技術)
	医用工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 理科)
中学校教諭一種免許状		(数学, 理科)	
エネルギー化学科	高等学校教諭一種免許状	(理科, 工業)	
	中学校教諭一種免許状	(理科, 技術)	
原子力安全工学科	高等学校教諭一種免許状	(理科, 工業)	
	中学校教諭一種免許状	(理科, 技術)	
自然科学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 理科)	
	中学校教諭一種免許状	(数学, 理科)	
情報工学部	情報科学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 情報)
		中学校教諭一種免許状	(数学)
メディア情報学部	知能情報工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 情報)
		中学校教諭一種免許状	(数学)
メディア情報学部	社会メディア学科	高等学校教諭一種免許状	(情報)
	情報システム学科	高等学校教諭一種免許状	(情報)
人間科学部	児童学科	幼稚園教諭一種免許状	

3 教科及び教職に関する科目の単位数及び授業時間数は、別表2のとおりとし、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

(学芸員の資格)

第20条の2 学芸員の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、博物館法及び同施行規則に定められている博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 前項の博物館に関する科目の単位を修得するために開講する科目及びその単位数は、別表1の理工学部自然科学科の専門科目教育課程表に定める。

3 第2項の科目の履修に関する規定は別に定める。

(保育士の資格)

第20条の3 人間科学部児童学科の学生で保育士の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、児童福祉法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士養成課程の単位数、授業時間数、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

第6章 学年及び休業

(学年)

第21条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第22条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

- 2 前項に規定する各学期を2つの期間（以下「クォーター」という。）に分けることができる。
- 3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第23条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 10月17日

(4) 夏期休業日 7月26日から9月20日まで

(5) 冬期休業日 12月15日から翌年1月10日まで

- 2 学長は、必要に応じ当該学部教授会の議を経て、臨時に前項に定める休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

第7章 入学、休学、退学及び賞罰

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本大学1年次に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願の手続)

第26条 入学志願者は、指定の期間内に、入学検定料を添えて、所定の書類を提出しなければならない。

- 2 入学志願の手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(入学者の選考)

第27条 入学志願者に対しては、学力、健康その他について選考の上、入学者を定める。入学者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続)

第28条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、本大学の定める入学手続きをしなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。
- 3 入学手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(編入学及び転入学)

第29条 次の各号の一に該当する者が編入学又は転入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することができる。

- (1) 大学（外国の大学を含む。）を卒業した者
 - (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (3) 短期大学（外国の短期大学を含む。）を卒業した者
 - (4) 我が国において、外国の短期大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者（第25条に定める入学資格を有する者に限る。）
 - (5) 高等専門学校を卒業した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第25条に定める入学資格を有する者に限る。）
 - (7) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程に在学した者（第25条に定める入学資格を有する者に限る。）
- 2 他の大学（外国の大学を含む。）の在学生在が、本大学への転入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することができる。

(再入学)

第30条 やむをえない事情で本大学を退学した者が再入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することができる。ただし、懲戒による退学者の再入学は許可しない。

(転学部又は転学科)

第31条 本大学の学生が、本大学の他学部への転学部又は同一学部内の他学科への転学科を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、これを許可することができる。

(休学)

第32条 やむを得ない理由により長期にわたって修学することができない者は、その理由を詳記した休学願を保証人連署の上、各学期の始めまでに願い出て休学の許可を得なければならない。

- 2 休学の期間は、原則として1学期または1学年を区分とし、当該年度限りとする。ただし、既に許可を得ている休学期間の延長を希望するときは引き続き許可するが、通算して3年を超えることはできない。
- 3 前2項にかかわらず、不慮の傷病等特別な事情により、連続して2ヶ月以上修学できなくなった場合、学期途中であっても証明書類を添付して休学を願い出ることができる。

(願いによる退学)

第33条 病気その他やむをえない事情のため、学業を続ける見込みがないときは、願い出て退学することができる。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する学生があるときは、学長は当該学部教授会に諮り、除籍することができる。

- (1) 所定の学費を納入しないとき。
- (2) 在学年数8年に及んでなお卒業できないとき。この場合の在学年数については第16条を準用する。

(授賞)

第35条 学生で、人物及び学業が優秀な者には授賞することができる。

(懲戒)

第36条 学生で、本大学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は当該学部教授会の議を経てこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関し必要な規程は、別に定める。

第8章 試験及び卒業

(試験の種類)

第37条 試験を分けて、科目試験及び卒業試験とする。

(試験の方法)

第38条 科目試験は、所定の期間内に行う。ただし、平常の成績によって考査することがある。

(卒業試験)

第39条 卒業試験は、論文、設計又は実験報告等につき、その作成経過を加味して行う。

(受験資格)

第40条 学生は、本学則及びこれに基づいて定められる規程に従って履修した科目についてのみ受験することができる。

(成績の評価)

第41条 試験の成績は、原則として秀、優、良、可及び不可の5級に分け、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位の授与)

第42条 科目試験に合格した者には、第18条に掲げる単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第43条 本大学は、教育上有益と認めるときは、協議により他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、当該学部教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第44条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業及び学位)

第45条 本大学に4年以上在学し、第15条に定める単位を修得し、かつ、卒業試験に合格した者には、当該学部教授会の議を経て、卒業証書を授与する。

2 本大学を卒業した者には、本大学学位規程の定めるところにより以下の学位を授与する。

学部（学科）	学位
理工学部 （機械工学科，機械システム工学科，電気電子通信工学科， 医用工学科，エネルギー化学科，原子力安全工学科）	学士（工学）
理工学部（自然科学科）	学士（理学）
建築都市デザイン学部	学士（工学）
情報工学部	学士（工学）
環境学部	学士（環境学）
メディア情報学部（社会メディア学科）	学士（社会情報学）
メディア情報学部（情報システム学科）	学士（情報学）
都市生活学部	学士（都市生活学）
人間科学部	学士（児童学）

3 第1項の在学年数については、第16条を準用する。

第9章 入学検定料，入学金及び授業料

（授業料等）

第46条 入学検定料，入学金及び授業料の額は、別表3に定める。

2 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 一旦納入した入学検定料，入学金及び授業料は返還しない。ただし、入学手続き時の授業料については、所定の期日までに入学辞退の届け出があった場合は返還することがある。

4 休学中の授業料等は、別に定める東京都市大学授業料等納入規程によるものとする。

第10章 研究生，科目等履修生，外国人留学生，特別研究生及び特別聴講学生

（研究生）

第47条 本大学において研究を志望する者は、許可を得て、研究生として入学することができる。研究生は、本大学の指定する教授等の指導を受けるものとする。

（研究生の資格）

第48条 研究生は、本大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者に限る。

（研究生の在学期間）

第49条 研究生の在学期間は、半年又は1カ年とする。ただし、事情によっては期間の延長を認めることがある。

（研究生の授業料等）

第50条 研究生は、別表4に定める入学金及び授業料を納入しなければならない。

（研究生の証明書）

第51条 研究生で、研究について相当の成果を収めた者に対しては、研究証明書を授与することがある。

（科目等履修生）

第52条 本大学の授業科目中、特定の科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

（科目等履修生の資格）

第53条 科目等履修生は、履修科目を学修し得る能力のある者に限る。

(科目等履修生の在学期間)

第54条 科目等履修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、事情によっては、期間の延長を認めることがある。

(履修料)

第55条 科目等履修生は、別表5に定める入学検定料、入学金及び履修料を納入しなければならない。

(科目等履修生の証明書)

第56条 科目等履修生で、履修科目の試験に合格した者に対しては、第42条に定める規定を準用し、単位修得証明書を授与する。

(外国人留学生)

第57条 第25条に定める入学資格を有する外国人で、本大学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項については、別に定める。

(特別研究生)

第57条の2 本大学において、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協議により、当該大学等の学生に特別研究生として本大学の指定する教授等の指導を受けさせることがある。

2 特別研究生に関して必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第58条 本大学において、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協議により、当該大学等の学生に特別聴講学生として本大学の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項については、別に定める。

(規定の準用)

第59条 研究生及び特別研究生については、本章に規定する場合のほか、第15条、第16条、第20条、第42条、第43条、第44条及び第45条を除き、一般学生の規定を準用する。

2 科目等履修生及び特別聴講学生については、本章に規定する場合のほか、第15条、第16条及び第45条を除き、一般学生の規定を準用する。

3 外国人留学生については、第57条に規定するもののほかは一般学生の規定を準用する。

第11章 学生寮

(学生寮)

第60条 本大学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

付 則（平成30年3月16日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第4条、第15条、第20条、第18条別表1、第4条の2別表6））。
- 2 工学部及び知識工学部の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、平成31年度から平成33年度までの間は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成31年度	平成32年度	平成33年度
工 学 部	機械工学科	465	480	480
	機械システム工学科	420	440	440
	電気電子通信工学科	465	520	560
	医用工学科	235	240	240
	エネルギー化学科	285	290	295
	原子力安全工学科	165	180	180
	建築学科	440	460	470
	都市工学科	385	400	400
	計	2,860	3,010	3,065
知識工学部	情報科学科	395	400	400
	情報通信工学科	180	120	60
	知能情報工学科	305	310	315
	自然科学科	205	240	240
	計	1,085	1,070	1,015

- 3 知識工学部情報通信工学科は、平成31年4月から学生募集を停止し、平成31年3月31日に現に在学している学生の卒業をもって廃止する。

付 則（平成30年3月16日）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（平成30年7月24日）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（人間科学部児童学科 別表1））。

付 則（平成31年2月22日）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第14条、第15条、第20条、第20条の3、第18条別表1、第20条第3項別表2））。

付 則（平成31年3月15日）

- 1 この学則は、平成32年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第4条、第8条、第14条、第15条、第16条、第20条、第20条の2、第45条、第18条別表1、第20条別表2、第46条別表3、第4条の2別表6））。
- 2 工学部及び名称変更後の理工学部、建築都市デザイン学部並びに知識工学部及び名称変更後の情報工学部の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、平成32年度から平成34年度までの間は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成32年度	平成33年度	平成34年度
工 学 部	機械工学科	360	240	120
	機械システム工学科	330	220	110
	原子力安全工学科	135	90	45
	医用工学科	180	120	60
	電気電子通信工学科	370	260	150
	エネルギー化学科	215	145	75
	建築学科	340	230	120
	都市工学科	300	200	100
	計	2,230	1,505	780
知識工学部	情報科学科	300	200	100
	情報通信工学科	120	60	0
	経営システム工学科	230	155	80
	自然科学科	180	120	60
	計	830	535	240
理 工 学 部	機械工学科	120	240	360
	機械システム工学科	110	220	330
	電気電子通信工学科	150	300	450
	医用工学科	60	120	180
	エネルギー化学科	75	150	225
	原子力安全工学科	45	90	135
	自然科学科	60	120	180
	計	620	1,240	1,860
建築都市 デザイン学部	建築学科	120	240	360
	都市工学科	100	200	300
	計	220	440	660
情報工学部	情報科学科	100	200	300
	知能情報工学科	80	160	240
	計	180	360	540

- 3 工学部建築学科及び都市工学科並びに知識工学部自然科学科は、平成32年4月から学生募集を停止し、平成32年3月31日に現に在学している学生の卒業をもって廃止する。

付 則（令和2年2月21日）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前に入学した者については、第22条の変更を除き、従前どおりとする（一部変更（第14条、第15条、第18条別表1、第20条別表2））。

別表 1 教育課程，授業科目の単位数及び授業時間数（学則第 18 条）

（省略：該当する学部学科の教育課程表頁を参照）

別表 2 教育職員免許状を取得するための教科及び教職に関する科目（学則第 20 条）

（省略：該当する学部学科の教職課程教育課程表頁を参照）

別表 3 入学検定料，入学金及び授業料（学則第 46 条）

科 目	学 部	金 額	備 考
入学検定料	全 学 部	35,000円	大学入学共通テストの成績のみを利用する場合は、18,000円
入 学 金	全 学 部	240,000円	
授 業 料	理 工 学 部 建築都市デザイン学部 情 報 工 学 部	1,380,000円	
	環 境 学 部 メディア情報学部	1,250,000円	
	都 市 生 活 学 部 人 間 科 学 部	1,130,000円	

別表 4 研究生の入学検定料，入学金及び授業料（学則第 50 条）

科 目	金 額
入学検定料	6,000円
入 学 金	6,000円
授 業 料	半期分 270,000円

別表 5 科目等履修生の入学検定料，入学金及び履修料（学則第 55 条）

科 目	金 額
入学検定料	12,000円
入 学 金	10,000円
履 修 料	1 単位につき 12,000円

別表6 人材の養成及び教育研究上の目的（学則第4条の2）

学部	学科	人材の養成及び教育研究上の目的
理工学部		「理論と実践」という教育理念に基づき、現実に即した発想のもとに理論的裏付けを持った実践によって、社会の要請に対応できる技術的能力を備えた人材を養成することを目的とする。
	機械工学科	機械工学の専門知識の修得と実践的学習を通して、工業が自然や人間社会に及ぼす影響を理解しながら問題発見・問題解決をしてももの作りができる能力及び論理的な思考に基づいたコミュニケーション能力を向上させ、社会の要請に応えられる人材を養成することを目的とする。
	機械システム工学科	機械工学、電気工学、制御工学の基礎を幅広く学修し、機械システムを設計する実践的な経験を積むことにより、社会の多様な要請に応じた機械システムを構築できる技術者を養成することを目的とする。
	電気電子通信工学科	電気電子工学の基礎となる知識を十分に修得した上で、幅広く専門知識を身に付け、さらに学生実験や卒業研究を通して実践的な経験をつむことにより、進化する社会の中で技術者として生き抜いていく力を養い、現実に即した発想のもと電気電子分野の知識に基づく理論的裏付けを持った実践によって多彩かつ柔軟に応用できる技術者を養成することを目的とする。
	医用工学科	工学的分野と医学的分野の両方の知識をバランスよく修得し、生体の機能と構造、及び、疾病病態とその治療に関する総合的な理解を深め、両分野を有機的に融合させることで生体情報機器や先端治療機器の研究開発ができる人材、さらには、医療機器の進歩に柔軟に対応できる人材の養成を目的とする。
	エネルギー化学科	化学・エネルギーに関連する物質、材料、デバイス及びシステムに関する理解を深めることで高度な専門知識・能力を修得し、化学的な視点に立って環境にやさしいクリーンなエネルギーの創成、変換、貯蔵及び利用に必要な高機能性物質や材料並びにデバイスやシステムの開発に貢献できる人材を養成することを目的とする。
	原子力安全工学科	原子力の技術継承という社会・産業界の要請を満たすために、原子核や原子力安全の正しい理論学修に加えて放射線を扱う実務を交えた学修によって、高度の原子力理論及び技術を手掛けることのできる専門性を有する技術者の養成を目的とする。
	自然科学科	物理学・化学・生物学・地球科学・天文学及び数学といった自然科学に関する幅広い知識の涵養により、総合的な見識と健全な判断力を醸成し、自然科学における様々な現象を理学的視点により探究できる人材や広範な理学分野の学術的発展に寄与する調査分析能力を身につけた人材を育成することで、複雑化および多様化する社会に柔軟に対応できる人材や科学と社会の架け橋となって人類の持続可能な進歩や福祉に貢献する人材を養成することを目的とする。
建築都市デザイン学部		建築、社会基盤施設から都市デザインまでをフィールドとし、持続的な建築・都市の創造・再生を実現するため、社会の要請に対応できる高い能力を備えた人材を養成することを目的とする。
	建築学科	科学技術が高度に発展した現代において、歴史・文化を踏まえた上で都市・地域を再生し、人間生活や社会機能の高度化・複雑化に対応でき、自然環境と調和できる建築・都市を実現するために、人間としての幅広い教養、建築学に係わる総合的な基礎能力及び応用能力を培い、広く社会の発展に貢献できる建築設計者・建築技術者の養成を目的とする。
	都市工学科	工学の基礎力及びシビルエンジニアリングに関する実務の理解・デザイン能力を含む総合的問題解決能力をそなえた、社会の中核となる人材を育成すること、並びに人間—自然環境—社会システムの健全かつ持続的な共生関係を理解し、安全で快適な都市環境の実現に向けて、都市の構築・維持管理、都市環境の改善・創造、及び災害に強い都市づくりに貢献できるエンジニアを養成することを目的とする。

学部	学科	人材の養成及び教育研究上の目的
情報工学部		21世紀の知識基盤社会において、高度な科学技術知識を有し、これらを総合的に活用できる人材を養成することを目的とする。
	情報科学科	情報科学に関する専門知識と応用能力を兼ね備え、技術を総合的に活用したシステムとしてのコンピュータの開発能力を持ち、世の中の要請に応えるべく、問題の本質を積極的に解決する能力を身に付けているだけでなく、コンピュータが豊かな社会に貢献するための倫理観をも身に付けている人材を養成することを目的とする。
	知能情報工学科	数理的的分析力や情報処理能力を基盤として、複雑なシステムを分析し、その結果から解決案や新しいシステムをデザインし、それをマネジメントと新しいビジネス展開することを通じて、社会に貢献できるマネジメント能力をもった総合的技術者を養成することを目的とする。
環境学部		地域から地球規模に及ぶ環境問題を科学的に捉え、持続可能な自然環境や都市環境を創造し、経済システムを環境調和型に転換することによって、持続可能社会の実現に寄与することができる人材の養成を目的とする。
	環境創生学科	持続可能な社会の基盤である生態環境と都市環境並びにそれらの相互関係性を理解するとともに、劣化した自然環境の保全・復元・創造や人間社会にとって快適で安全な都市空間創造についての理念と方法論を修得し、実社会において持続的な環境を創生する専門家として活躍する人材の養成を目的とする。
	環境経営システム学科	直面する環境問題は、地球温暖化、廃棄物問題と循環型社会づくり、化学物質の環境リスク、大気と水の保全、生物多様性の減少など、人間の日常生活と事業活動が原因で発生している。このような環境問題に対処するために、環境経営と環境政策を基軸とする教育と研究を推進し、持続可能な社会に向けた意思決定を行うことができる人材を養成することを目的とする。
メディア情報学部		人間社会や、情報通信技術が生み出す新しい情報環境を深く理解し、より良い社会実現に向け、社会的仕組みや情報システムを調査・分析・実現、評価・改善できる人材を養成することを目的とする。
	社会メディア学科	グローバルな諸問題から身近なコミュニケーション問題までを、社会科学的視点から調査分析し、情報メディアを駆使した解決法を編み出し、社会に向けて説得的に提言できる人材、そのために必要な実践力・リサーチ力、デザイン力、コミュニケーション力-を備えた人材を養成することを目的とする。
	情報システム学科	人々が幸福に暮らせる自然環境・社会環境を維持発展していく基盤として、多様なニーズに応える安全で安心な情報システムの実現に向けた諸課題に取り組むことで、優れたシステムを作り上げるとともに、その必要性を戦略的に提言・説明し実現に向けマネジメントできるアセスメント力を持った人材の養成を目的とする。
都市生活学部	都市生活学科	魅力的で持続可能な都市生活の創造のため、生活者のニーズを構想・企画へと描きあげ、その実現のため事業推進、管理運営を行っていく、企画・実行業務を担う実践力のある人材を養成することを目的とする。
人間科学部	児童学科	いのちを大切にし、平和と環境を保持し、人類の持続可能な発展をもたらすため、「保育・教育」「発達・心理」「文化」「保健・福祉」「環境」について総合的に理解し、その向上に貢献できる豊かな感性としなやかな知性をもった高い専門性を持つ自立する人材の養成を目的とする。

関係規程

1. 東京都市大学 学位規程

制 定 昭和41年 4月 1日
最新改正 令和 元年12月16日

東京都市大学 学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、論文・特定課題研究報告書審査の方法、最終試験及び学力の確認の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものである。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、次の区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

その種類は次のとおりとする。

学位	専攻分野の名称
学士	工学
	理学
	環境学
	社会情報学
	情報学
	都市生活学
	児童学
修士	工学
	理学
	環境情報学
	都市生活学
博士	工学
	理学
	環境情報学

(学位授与の基準)

第3条 学士の学位は、本学所定の課程を修め、本学を卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、広い視野に立って、精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与する。
- 3 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、本学に4年以上在学し、東京都市大学学則で定める単位を修得し、かつ、卒業試験に合格し、当該学部教授会の議を経て卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、東京都市大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の定めるところにより、大学院研究科の修士課程に所定の期間在学して、30単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格し、修士課程を修了した者に授与する。
- 3 前項の規定において、各専攻で特定課題研究報告書の提出を認められた者にあつては、大学院研究科の修士課程に所定の期間在学して、30単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う特定課題についての研究成果等の審査及び最終試験に合格し、修士課程を修了した者に授与する。

4 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、大学院研究科の博士後期課程に所定の期間在学して、24単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に授与する。

5 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、学力試験により、大学院博士後期課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

第4項の規定にかかわらず、大学院学則の定めるところにより、大学院総合理工学研究科共同原子力専攻博士後期課程にあつては、所定の期間在学して、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に博士の学位を授与する。

(学位請求の手續)

第5条 修士課程において、学位論文又は特定課題研究報告書を提出しようとする者は、在学期間中に学位請求書を指導教授を通じて学長に提出するものとする。

2 博士後期課程において、学位論文を提出しようとする者は、在学期間中に学位請求書を指導教授を通じて学長に提出するものとする。

3 前条第5項の規定により博士の学位を請求する者は、あらかじめ当該研究科委員会の承認を得た上で、学位請求書、論文の内容の要旨、履歴書及び別に定める論文審査料を添え、学位論文を学長に提出しなければならない。

(学位論文・特定課題研究報告書)

第6条 学士の論文は正編1部、修士の論文又は特定課題研究報告書は正編1部及び写2部、博士の論文は正編1部及び写4部とし、自著であることを要する。ただし、参考論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、審査委員会は、論文又は特定課題研究報告書の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

(学位論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認)

第7条 修士及び博士の論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認は、大学院学則第23条に定める審査委員会がこれを行う。

2 最終試験は、論文又は特定課題研究報告書を中心として、これに関連のある科目及び外国語1種類について行う。

3 試験は、口頭又は筆答あるいはこの両者の方法によって行うことができる。

4 第4条第5項に基づく学力の確認は、試問の方法により行うものとし、試問は、口頭及び筆答により、専攻学術に関し、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行い、外国語については1種類を課するものとする。

5 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位を請求する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、当該研究科委員会の承認を経て、その経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。

(専攻内判定)

第7条の2 博士後期課程において、総合理工学研究科の専攻主任は、審査委員会の審査結果に基づき、当該専攻の博士論文指導教員会議に諮って学位を授与するか否かを判定する。環境情報学研究科は、大学院教務委員長が審査委員会の審査結果に基づき、博士後期課程指導教員会議に諮って、学位を授与するか否かを判定する。

2 当該指導教員会議の成立は、構成員の4分の3以上の出席を要し、判定は、無記名投票によって行い出席者の3分の2以上の賛成をもって可とする。ただし、会議に出席することのできない構成員は、委任状又は文書をもって出席者とみなし、判定に加わることができる。

(審査期間)

第8条 修士の論文又は特定課題研究報告書は在学期間中に提出させ、その審査及び最終試験は在学期間中に終了するものとする。

2 博士の論文の審査、最終試験及び学力の確認は、論文を受理したのち、1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(研究科委員会への報告)

第9条 審査委員会は、論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認を終了したときは、その結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科委員会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文・特定課題研究報告書の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員会は前項の規定にかかわらず、最終試験及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の議決)

第10条 当該研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決には、大学院研究科委員会運営規程の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の出席を要する。ただし、出張又は休職中のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与し得るものとする議決には、出席委員の3分の2以上の賛成を要する。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の議決に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位の名称の使用)

第12条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、授与大学名を付記するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、当該論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(学位論文の公表)

第14条 本学において、博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該論文の全文を、「東京都市大学審査学位論文」と明記して公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行う。

(学位授与の取り消し)

第15条 学位を授与された者が次の各号の一に該当する場合は、学長は、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法によって学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

2 当該学部教授会又は当該研究科委員会において、前項の議決を行うには、教授会運営規程及び研究科委員会運営規程の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の4分の3以上の賛成を要する。第10条第2項のただし書きの規定は、この場合に準用する。

(学位記の再交付)

第16条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載した申請書に所定の手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(登録)

第17条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告し、学位簿に登録の手続をとらなければならない。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、各学部教授会、各研究科委員会及び大学協議会の議を経て、学長が行う。

[別表：省略]

付 則 (令和元年12月16日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前に入学した者については、従前どおりとする。

2. 東京都市大学 認定留学に関する規程

制 定 平成24年9月13日

東京都市大学 認定留学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学における認定留学制度に関して、必要な事項を定めるものとする。

(認定留学の定義)

第2条 この規程において「認定留学」とは、海外にある外国の大学において教育を受けることを教育上有益と認め、留学期間を在学期間に算入することができる制度をいう。

2 前項の「外国の大学」とは、学位授与権を有する外国の大学及び大学院、又は、本学の教授会若しくは研究科委員会（以下、「教授会等」という。）が認めた教育機関をいう。

(出願資格)

第3条 本学学部生及び大学院生とする。ただし、学部生は、本学に1年以上在学していなければならない。

(出願手続)

第4条 認定留学を希望する学生は、原則として出国の3ヶ月前までに、次の書類を所属する学部長又は研究科長（以下、「学部長等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 認定留学願
- (2) 留学計画書
- (3) 推薦書（クラス担任、指導教員又は教務委員）
- (4) 同意書（保護者又は保証人）
- (5) 留学先大学の受入承諾書又はそれに相当する書類
- (6) 留学先大学の履修要覧、シラバス
- (7) 語学能力を証明する書類
- (8) その他学部長等が必要と認める書類

(認定留学の許可)

第5条 認定留学の許可は教授会等の議を経て、学長が行う。

(認定留学の期間等)

第6条 認定留学の期間は、半年間又は1年間とする。

- 2 認定留学の期間は、在学期間に算入することができる。
- 3 認定留学の始期は、原則として4月又は、9月とする。

(終了手続)

第7条 認定留学を終了し帰国した学生は、帰国の日から1ヶ月以内に、次の書類を所属する学部長等に提出しなければならない。

- (1) 留学終了届（パスポートの写しを添付）
- (2) 単位認定願
- (3) 留学先大学が発行した履修科目の成績証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 留学先大学が発行した履修科目の時間数又は単位数を証明する書類
- (5) その他学部長等が必要と認める書類

(単位認定)

第8条 認定留学期間に修得した単位の認定は、学則第43条又は、大学院学則第16条第3項の規定に準ずるものとする。

(科目履修上の特別措置)

第9条 認定留学を許可された学生が通年授業科目を履修する場合、出国年度前期に履修していた科目を次年度後期に継続履修できるものとする。

- 2 前項に定める特別措置を希望する学生は、出国前に「継続履修願」を所属する学部長等に提出しておかなければならない。
- 3 所属する学科、専攻の研究指導を要する科目等については、科目担当教員の承諾を得て、学部長等の許可を受けた場合、認定留学期間中も当該科目の学修を行うことにより、履修したものとみなすことができる。

(認定留学期間の授業料等)

第10条 認定留学期間における本学の授業料等は、全額納入しなければならない。

(認定留学許可の取消し)

第11条 次の各号の一に該当する場合、教授会等の議を経て、学長が認定留学を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 学生査証が得られなかった場合
- (3) 学生としての本分に反した場合
- (4) 修学の成果があがらないと認められる場合

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、国際委員会、教務委員会、各教授会、共通教育部会議及び各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

付 則 (平成24年9月13日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

3. 東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

制 定 平成27年1月19日

最新改正 平成30年9月10日

東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学学則及び東京都市大学大学院学則に規定する懲戒に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用等)

第2条 この規程は、本大学及び本大学院に在籍する学生に適用する。

2 学生には、研究生及び科目等履修生等を含む。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 譴責 学生の行った非違行為を戒め、事後の反省を求めため反省文を徴するとともに、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により説諭すること。
- (2) 停学 無期又は一定の期間、出校を認めず、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止すること。
- (3) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。

(教育的措置)

第4条 学長は、前条に定める懲戒のほか、懲戒に至らないと判断した行為に対し、当該行為の反省を促すための教育的措置を行うことができる。

2 教育的措置は、学長の委任を受けた者が嚴重注意を口頭により行うことをいう。

3 学長は、前項の措置に加えて、反省文の提出、奉仕活動等を命ずることができる。

(試験等において不正行為を行った者への懲戒)

第5条 大学内で実施される試験等における不正行為は、懲戒の対象となる。

2 懲戒の対象となる具体的な行為や処分内容は別に定め、あらかじめ学生に周知するものとする。

(大学内外において非違行為等を行った者への懲戒)

第6条 大学内外における非違行為等は、懲戒の対象となる。

2 懲戒の対象となる具体的な行為は別表1のとおりとし、当該事案の内容に応じ、次の各号を総合的に勘案して懲戒処分を量定する。

- (1) 原因行為の悪質性
- (2) 結果の重大性
- (3) 本学における過去の非違行為の有無
- (4) その他、日頃の学修態度や非違行為後の対応等

(学業不振等で成業の見込みのない者への懲戒)

第7条 学業不振で成業の見込みのない者は、懲戒の対象となる。

2 懲戒の対象となる具体的な状況は別表2のとおりとし、処分内容は当該事案の内容に応じて決定する。

(報告の手続)

第8条 本学教職員が第4条、第5条、第6条及び第7条に該当する行為を発見した場合は、当該事案に係る担当事務局(以下「担当事務局」という。)に報告しなければならない。

2 担当事務局は、速やかに学長、当該学生の所属する学部、研究科の長及び学科等主任、関係部署又は関係者に報告するものとする。

(懲戒行為の確認)

第9条 学長は、学生の懲戒等の対象となりうる事案について、調査委員会を設置し、当該学生及び当該事案に係る関係者立ち会いの下で、状況又は事実関係の確認を行うものとする。なお、担当事務局は、調査委員会設置の要否に関わらず、先行して当該学生及び当該事案に係る関係者立ち会いの下で、状況又は事実関係の確認を行うことができる。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 当該学生の所属するキャンパスの副学生部長
- (2) 当該学生の所属する学部、研究科の教務委員長
- (3) 担当事務局職員
- (4) その他学長が必要と認める者

3 調査委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

4 調査委員会は、確認した内容の調書を作成し、学長に報告するものとする。

(懲戒処分の検討)

第10条 学長は、懲戒処分を決定するに当たって、懲戒委員会を設置し、懲戒処分案を検討させるものとする。

2 懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 学生部長
- (3) 教務委員長
- (4) その他学長が必要と認める者

3 懲戒委員会に委員長を置き、前項第1号の委員があたる。

4 委員長は、懲戒委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

6 懲戒委員会は、第3条に定める懲戒に付随して、相応の処分案を作成し、学長、当該学生の所属する学部、研究科の長及び学科等主任に報告するものとする。

(懲戒処分の決定)

第11条 懲戒処分の決定は、懲戒委員会がまとめた懲戒処分案について、当該学生の所属する学部教授会又は研究科委員会で審議した上で、大学協議会の議を経て、学長が行う。

2 奨学金等の受給あるいは受給資格を有している学生が懲戒処分を受けた場合、その権利・資格を取り消される場合があるものとする。

(懲戒処分の言い渡し)

第12条 学長は、懲戒処分の決定後、当該学生に対して速やかに懲戒処分の言い渡しを行うものとする。

2 懲戒処分の言い渡しは、学長の委任により、学長名での処分内容を学部、研究科の長等が行う場合がある。

3 担当事務局は、懲戒処分の内容を当該学生の保証人に対して通知しなければならない。

(懲戒処分の学内公示)

第13条 担当事務局は、懲戒処分の言い渡し後、速やかに学内の所定の場所に懲戒処分内容を公示しなければならない。

2 前項の公示期間は、1週間以上とする。

(停学の解除)

第14条 懲戒処分を行うに当たって懲戒委員会は、停学処分期間中の学生において停学を解除する相当の理由が生じたと認められたときは、学長に意見を上申することができるものとする。

2 学長は、前項の上申に基づき、第10条、第11条及び第12条を準用して、停学を解除することができる。

(自宅待機)

- 第15条** 学長は、更なる非違行為を未然に防ぐため、学生の懲戒等の対象となりうる事案を行った学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を命ずることができる。
- 2 学長は、自宅待機を命じた学生に、出校を認めず、学生の教育課程の履修および課外活動を禁止することができる。
 - 3 自宅待機の期間は、停学期間を含めるものとする。

(不服申立て)

- 第16条** 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分を言い渡した日の翌日から10日以内に、文書により、学長に対し、不服申立てをすることができる。
- 2 学長は、不服申立てを受理したときは、不服申立てを却下する場合を除き、懲戒委員会の議を経て、速やかに再調査の可否を決定しなければならない。
 - 3 学長が不服申立てを却下する場合、又は、再調査の必要がないと決定した場合は、速やかに当該学生に通知するものとする。
 - 4 第2項において、学長が再調査の必要があると決定した場合は、第9条から第13条までを準用する。
 - 5 不服申立ては、懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(雑則)

- 第17条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、大学協議会の議を経て、学長が定める。

(規程の改廃)

- 第18条** この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

付 則 (平成30年9月10日)

この規程は、平成30年9月21日から施行する。

東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

別表1 大学内外における非違行為等具体的な行為と懲戒等の標準（第6条）

区分	懲戒の対象となる具体的な行為の例	懲戒処分			教育的措置
		譴責	停学 6ヶ月未満	停学 6ヶ月以上	
(1) 犯罪行為	殺人、強盗、強制性交等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為				○
	傷害行為			○	○
	薬物犯罪行為			○	○
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	○	○	○	○
	わいせつ行為（公然わいせつ、痴漢、覗き見、盗撮行為、わいせつ物頒布、その他の迷惑行為を含む）	○	○	○	○
	ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条、第3条規定の行為）	○	○	○	○
	コンピュータまたはネットワーク等の悪質な不正使用 （成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等）			○	○
	コンピュータまたはネットワークの不正または不適切な使用 （著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等）	○	○	○	
	本学の知的財産を故意に喪失させる行為 （知的財産を無断で提供し、公表し、又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏洩する行為等）		○	○	○
その他刑法等刑罰法規に抵触する行為	○	○	○	○	
(2) 交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う悪質な原因行為による交通事故				○
	人身事故を伴う悪質な原因行為による交通事故			○	○
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、過失が原因行為による交通事故		○	○	
	人身事故を起こした場合で、過失が原因行為による交通事故	○	○		
(3) 学則またはそれに準じて定められた規程・規則等に対する違反行為	学則・各種規程に反する行為	○	○	○	○
	大学が掲示した通達等に反する行為	○	○	○	○
(4) 大学の秩序を乱し、教育・研究活動に対する妨害行為	本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力行為	○	○	○	○
	本学が管理する建造物への不法侵入またはその不正使用もしくは占拠	○	○	○	○
	本学が管理する建造物または器物の破壊、汚損、不法改築等	○	○	○	○
	正当な手続きを行わずに大学の教育・研究施設を不正に利用する行為	○	○	○	○
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	○	○	○	○
(5) 人権を著しく侵害する行為	キャンパス・ハラスメントに該当する行為	○	○	○	○
	個人情報の漏えいおよび漏えいにつながる行為	○	○	○	○
	第三者の誹謗中傷、プライバシーを侵害する行為	○	○	○	○
(6) 学生の本分を逸脱し、本学の名誉を傷つける行為	本学の社会的信用を失墜させる行為	○	○	○	○
(7) その他の非違行為	飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり死に至らせた行為			○	○
	飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為		○	○	○
	未成年者と知りながら飲酒または喫煙を強要または助長した行為	○	○	○	
	反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	○	○	○	○
	その他、公序良俗に反する行為	○	○	○	○

別表2 学業不振等で成業の見込みがないとする具体的な行為と懲戒等の標準（第7条）

懲戒の対象となる具体的な行為の例		懲戒処分			教育的措置
		譴責	停学 6ヶ月未満	停学 6ヶ月以上	
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者					○
(2) 学業不振で成業の見込みがないと認められる者				○	○
(3) 正当の理由がなくて出席常でない者				○	○
(4) 本学が実施する試験等において不正行為を行った者	代人に受験させた場合		○	○	○
	他人のために答案、メモ等を書いたり、他人に答案、メモ等を書いてもらったりしている場合		○	○	○
	問題配布後で試験開始の合図がある前、および試験終了後に鉛筆などの筆記用具を手に持っている場合		○	○	○
	持ち込みを許可されていない教科書、参考書、ノート、メモ等を見た認められる場合		○	○	○
	他人の答案を見た認められる場合		○	○	○
	他人に自己の答案を見せた認められる場合		○	○	○
	言語、動作をもって互いに連絡している場合		○	○	○
	教科書、参考書、ノート等を参照してよい場合に、これらを互いに貸借している場合		○	○	○
	その他、試験監督者および出題者が不正と判断する行為(例えばメモ、ノートを机の上に置いている場合や所持している場合等)を行った場合		○	○	○
	携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末を机の上に置いたり、身につけていたりした場合		○	○	○
	論文・レポートの作成等における剽窃、無断引用等の学問的倫理に反する悪質な行為	○	○	○	○
	その他不正行為と認められる行為(不正行為を行おうとした者を含む。)	○	○	○	○

4. 東京都市大学 授業料等納入規程

制 定 平成 5年11月18日

最新改正 令和 元年12月18日

東京都市大学 授業料等納入規程

(趣旨)

第1条 東京都市大学学則第46条及び東京都市大学大学院学則第43条に基づく授業料等の納入に関しては、この規程の定めるところによる。

(授業料の納入額)

第2条 授業料の納入額は、学則の定めによるものとする。

2 編入学、転入学、再入学、転学部又は転学科による入学者の授業料の納入額は、入学、転学部又は転学科を許可された年次の在學生に適用される学則の定めによるものとする。

(納入期限及び分納)

第3条 授業料は、原則としてその年度分の全額を4月30日までに納入するものとする。

2 授業料は、前学期分及び後学期分の2回に分納することができる。

3 分納する場合の納入期限は、前学期分を4月30日までとし、後学期分を10月20日までとする。

4 納入期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日又は土曜日に当たるときは、その前日までとする。

(新たに入学等を許可された者の納入)

第4条 新たに入学等を許可された者の授業料の納入は、前条の規定にかかわらず、入学手続き等の定めによるものとする。

(納入期限の延長)

第5条 経済的な事由あるいは災害の発生、その他やむを得ない事情により、授業料を納入期限までに納入できない者は、願い出により、納入期限の延長を許可する場合がある。

2 納入期限の延長が認められる期限は、前学期分を7月31日までとし、後学期分を1月31日までとする。

(督促)

第6条 この規程に定める納入期限までに授業料が納入されなかった場合は、督促を行う。

2 督促は、前学期は5月及び7月、後学期は11月及び1月に行う。

3 督促は、保証人への督促通知状によって行う。

(休学者の授業料および休学期間中の在籍料)

第7条 東京都市大学学則第32条又は東京都市大学大学院学則第36条の定めにより休学の許可を得た者(休学者)については、休学期間中の授業料を免除し、その期間の在籍料として学期毎に6万円を納入するものとする。

2 前項にかかわらず、入学した年度の初学期(4月入学は前学期、9月入学は後学期)に休学する場合、当該学期の授業料は減免しない。但し、東京都市大学学則第32条第3項又は東京都市大学大学院学則第36条第3項により休学を許可された者を除く。

(停学者の授業料)

第8条 停学者の停学期間中の授業料は、減免しないものとする。

(再入学の場合の制限)

第9条 削除

(未納者の処置)

第10条 授業料を納入期限までに納入しない者(以下、「未納者」という。)に対しては、次の各号に定める処置を行うものとする。

(1) 成績の無効処理

授業料を納入しない学期の成績は無効とする。

(2) 除籍

東京都市大学学則第34条又は東京都市大学大学院学則第38条に基づき、未納者の除籍の判定は、前学期分の未納者は8月31日、後学期分の未納者は2月28日をもって行うものとする。

(未納者の在籍期間)

第11条 未納者が除籍となった場合は、授業料を納入した学期の末日までを、在籍していた期間とする。

2 休学していた者が復学後の初学期の授業料を納入期限までに納入しない場合は、第7条に定める在籍料を納入した学期の末日までを、在籍していた期間とする。

(所管部署)

第12条 この規程の所管部署は、事務局総務部財務課とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長の具申により理事長が行う。

付 則 (令和元年12月18日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

5. 東京都市大学 情報システム利用規則

制 定 平成26年1月20日

東京都市大学 情報システム利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都市大学情報基盤センター規程第11条に基づき、東京都市大学情報システム（以下「情報システム」という。）の利用に関する事項を定める。

(利用者の資格)

第2条 情報システムを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 東京都市大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員
- (2) 本学以外の学校法人五島育英会の教職員
- (3) その他情報基盤センター所長（以下「所長」という。）が許可した者

(申請)

第3条 利用者は、情報システムの各種サービスを受ける場合、情報基盤センターに申請し、承認を得ることとする。ただし、本学の学生及び教職員は、所定の手続きなしにサービスの一部を教育・研究及び大学運営の枠内で利用できるものとする。

2 利用可能なサービスは別に定める。

(利用の許可等)

第4条 前項の利用者の利用期間は、在学、在籍期間を原則とする。ただし、所長が大学の運用に必要と認めたときは、その期間を延長できる。

2 利用者は、アカウントなどの利用許可を得た情報を第三者に利用させてはならない。

(変更の届出)

第5条 利用者は、申請事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとする。

(利用規範)

第6条 利用者は、東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシーの理念を理解し、遵守に努めることとする。

(禁止事項)

第7条 本学における教育・研究及び大学運営以外の利用を禁ずる。

- 2 文書・画像・ソフトウェア・その他の著作物に対する知的財産権や肖像権等の第三者の権利を犯すことを禁ずる。
- 3 公序良俗に反する文書・画像・ソフトウェア・その他の情報を公開あるいは仲介することを禁ずる。
- 4 個人情報保護法、不正アクセス禁止法、及びその他の法律に違反又はそのおそれのある行為に加担することを禁ずる。
- 5 情報システムに危害を加える行為を禁ずる。
- 6 情報システムが接続する外部ネットワークの利用規定に違反する行為を禁ずる。
- 7 その他、本学が不適切と判断した情報を発信又は仲介することを禁ずる。

(違反行為の処置)

第8条 前条の項目に違反する利用については、情報基盤センター運営会議（以下「会議」という。）、リスク管理委員会、学生部委員会、又は当該設備等の管理者が調査し、差し止めることがある。

- 2 学生の本分を外れていると認められる行為に関しては、学則に照らして停学・退学等の処分を行うことがある。
- 3 不適切な利用に起因する損害等の責任は、当該利用者に帰するものとする。

(対外的な対処)

第9条 会議、前条に規定する各委員会、又は当該設備等の管理者は、外部からの苦情等に対して調査をした上で、上長の指示に基づき適正な対処を取ることとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、情報システムに関して必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、会議の議を経て所長が行う。

付 則 (平成26年1月20日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の制定により、東京都市大学情報基盤センター利用規則及び東京都市大学情報ネットワーク利用規則を廃止する。

6. 東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシー 基本方針

制 定 平成25年2月18日

最新改正 平成28年3月14日

東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシー 基本方針

(基本理念及び目的)

第1条 情報資産は、東京都市大学（以下「本学」という。）にとって重要な資産である。本学は教育・研究を理念としており、この理念を達成するため情報資産を保有し、収集、格納、活用という手段に依存している。情報資産が守られなければ、本学の教育・研究活動の停滞、本学に対する信頼の喪失などといった被害を受けたり、加害者となる可能性がある。したがって、教職員、学生、及びすべての関係者が不断の努力をもって、本学の情報資産の機密性、完全性、可用性に配慮し、保全しなければならない。そのために、情報を取り扱う教職員、学生、及びすべての関係者がそれぞれの役割の中で、遵守すべき情報セキュリティ対策の包括的な基準として、「東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシー」（以下「ポリシー」という。）を策定し、それに準拠した実施手順等を定め運用することにより、必要な情報セキュリティを確保することとする。

(役割と位置づけ)

第2条 ポリシーにはこの基本方針及び情報セキュリティポリシー対策基準が含まれる。基本方針は情報セキュリティ対策文書の最高位に位置する。情報セキュリティポリシー対策基準は基本方針に基づいて別途定める。また、ポリシーは、本学が保有する情報資産を正しく取り扱うこと、学長を筆頭にすべての構成員に、情報を正しく取り扱うための指針となる役割を持っている。

(見直しと更新)

第3条 本学の情報資産を守るためには、常に最新の情報を取得し、適切な物理的・人的・技術的セキュリティが実施されているか定期的に調査・監督を実施しなければならない。改善が必要と認められた場合は、速やかにポリシーの更新を行わなければならない。

(法令等遵守)

第4条 情報及び情報システムの取り扱いに関しては、法令及び規則等（以下「関連法令等」という。）においても規定されているため、情報セキュリティ対策を実施する際には、ポリシーのほかに関連法令等（個人情報保護法、不正アクセス禁止法等）を遵守しなければならない。

(適用対象範囲)

第5条 ポリシーは、「情報資産」を守ることを目的に作成されている。ポリシーにおいて対象とする「情報資産」は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象となる情報は、電子化された情報すべてとする。
- (2) 対象となる情報システムには、情報を電子的に処理するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワークのほか、運用管理及び保守に必要な電子化された文書も含む。

(適用対象者)

第6条 ポリシーは、第5条に掲げる情報及び情報システムを取り扱うすべての構成員に適用する。ここでいう構成員は、教職員、非常勤講師、学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生等の大学構成員と委託業者、来学者等とする。

(評価)

第7条 この基本方針及び情報セキュリティ対策の評価、情報システムの変更、新たな脅威の発生等を踏まえ、ポリシー及びそれに基づく実施手順の点検・評価を定期的実施して見直しを図ることとする。

(用語の定義)

第8条 ポリシーにおける用語の定義は、JISQ27000 に準ずる。

(所管部署)

第9条 この基本方針の所管部署は、事務局総合情報システム部情報運用課とする。

(基本方針の改廃)

第10条 この基本方針の改廃は、情報基盤センター運営会議が発議し、大学協議会の議を経て、学長が行う。

付 則 (平成28年3月14日)

この基本方針は、平成28年4月1日から施行する。

建築都市デザイン学部

人材の養成及び教育研究上の目的

カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

履修要綱

東京都市大学留学プログラム (TAP・TUCP)

建築都市デザイン学部：人材の養成及び教育研究上の目的

人材の養成及び 教育研究上の目的

建築都市デザイン学部は自然科学、社会科学を基礎として、人間が生活する上で必要な、建築・社会基盤施設から都市デザインまでをフィールドとし、持続的な建築・都市の創造・再生を実現するための学問を教育・研究対象としている。

建築都市デザイン学部で学ぶ

建築都市デザイン学部長 勝又 英明

建築都市デザイン学部の理念

本学は理念として「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を掲げており、「地球を多角的、総合的に見ながら、持続的な発展へと導くこと」が、本学の役割・使命となり、そのための人材育成と学術研究の推進が本学の目的である。

本学の建学の理念をうけて、建築都市デザイン学部としては、「住環境から都市環境さらには地球環境までをデザインし、建築都市の諸問題を解決するための学問追及という教育理念に基づき、現実に即したアイデアと理論的裏付けのあるデザインにより、建築や都市の将来を担える高い能力を備えた建築家、技術者を養成する」という「教育・研究の目標」を設定している。

建築都市デザイン学部の意義

本学全体として共通する教育研究分野として「都市学」がある。この「都市学」は工学的分野だけではなく、多種多様な分野からなっており、これを修得するためには多くの事柄を効率的に学ぶ必要がある。これからの日本社会の発展には、多くの障壁が待ち受けていると予想される。例えば、地球温暖化が今以上に進行すると、これまでに経験したことの無い強さと頻度の風雨が襲来し、洪水や斜面崩壊などの自然災害が頻発する。近年、地震活動も活発化する傾向にあり、21世紀中には南海トラフ地震や首都直下型地震の発生が予想される。高度成長期に構築され蓄積されてきた膨大なインフラやビルは老朽化しつつあり、順次更新期を迎えている。このような老朽化した構造物が自然災害の被害を拡大させる原因にもなっている。老朽化した構造物への適切な維持管理と更新、あるいは撤去が求められている。社会システムに目を向けると、人口の急激な減少によって限界集落や都市の縮小が発生しつつある。少子高齢化が進行し、人口分布の変化に伴うニーズの変化も生じている。財政赤字が拡大する中で、高齢者や高齢構造物への支出が増大する傾向は今後も続くと思われる。世界的に見ると人口増加や発展途上国の経済的成長が続行しており、エネルギー資源や水・食糧の生活資源の枯渇問題が顕在化することが予想される。その頃には、国力の盛衰に伴って、世界のパワーバランスは大きく変貌しているであろうし、その中であって日本の埋没が懸念されている。

このように、これからの日本には多くの障壁や課題が待ち受けていることは確かである。しかしながら、これまでの歴史でもそうであったように、多くの制約の中にあっても将来の発展・安定に向けた解決策は必ずある。ただその解は、技術開発にのみあるものではないため、社会システムの変更も含めた複雑な事象を解析して最適解を得るように努力をしていく必要がある。

建築都市デザイン学部の課題

建築都市デザイン学部では人口減や地域の経済力低下による都市のシュリンクや限界集落の問題、地震・台風・火山等の災害からの復興問題、エネルギー対策や健康・安全対策等の住環境問題など人間社会に連繋した学問を取り扱う。これまでは建築都市を総合的に扱う学問領域が存在せず、個々の分野の専門家の寄せ集めによって、建築都市の諸問題を対処してきたが、近年、建築都市問題は増大しており、学部として総合的な建築都市デザイン学を教授する場の必要は急務と考えられる。建築都市デザイン学は狭い工学という学問分野に置くのではなく、住環境から都市環境ひいては地球環境までをデザインする視点を持ちながら建築都市の諸問題の学問追求を行うことが必要であるため、建築都市デザイン学部として設立することとした。

以上のように、建築都市デザイン学部は、「建築から都市」を研究する学問分野であり、建築学科と都市工学科という縦割りの切り離された分野ではなく、建築環境から都市環境までの連続した学問、建築デザインから都市インフラデザインまでの連続した学問分野を扱う学部である。建築都市デザイン学部の共通課題を整理すると以下ようになる。

- 都市デザイン（都市計画、景観デザイン、都市インフラストラクチャーデザインなど）
- 構造デザイン（構造設計、材料設計）
- 都市環境デザイン（建築環境、都市環境）
- 生産デザイン（建築・都市的構築物の生産デザイン）
- 法律への対応（都市計画法、建築基準法、都市再開発法など）
- 自然災害への対応 などである。

建築都市デザイン学部卒業生の進路

建築都市デザイン学部を構成する建築学科と都市工学科は、本学の前身校である武蔵高等工科学校の昭和4年創立時の3学科の内の2学科である建築工学科と土木工学科をルーツとしている。すなわち、建学以来、運営されており、両学科とも約90年にわたり共に発展し建設関係を中心として、多くの人材を輩出してきた。就職先としては共通する分野が多く、本学両学科の卒業生は公務員や設計事務所、建設会社、コンサルタント会社など共通する組織に就職しており交流も盛んである。

学生へのアドバイス

■**大学は成長の場**：東京都市大学での4年間の学生生活は、単に知識を身につけるためだけの期間ではない。卒業後の長い人生を乗り切るためにも、常に前向きな気持ちを持ち続けて欲しいと思う。学生時代は人間として一番成長するときです。大学は学生が成長する場を与える。失敗を恐れずに積極的に物事に取り組む姿勢は若さの特権で、この姿勢こそが大きな成長をもたらす。最近はICT技術の発展によりバーチャルな体験で満足してしまい、積極的に実体験を積もうとする学生が少ないように感じられる。バーチャルによる体験も貴重ではあるが、実体験における感動は人生にとってかけがいのないものである。よい友を持ち、東京という地の利を生かして「本物」に接する経験を積むことは、若い時代には不可欠である。また、インターンシップやボランティア活動は社会を知る機会であり、その経験が成長につながる。

■**建築都市デザイン学部での勉学**：専門科目の多くで、数学、物理学あるいは化学などの基礎知識を必要とするのが理科系である建築都市デザイン学部の特徴である。そして、学年ごとの科目を段階的に学んで知識を積み重ねることが極めて重要である。そのために、演習科目や実習科目も数多く用意されている。したがって、日々の授業に出席し、その内容を一つずつ吸収し蓄積することが肝要である。建築学・都市工学の分野は人文系の教養も必須であり、専門分野だけではなく、幅広い学習を心掛けてほしい。

■**目標実現のために**：建築都市デザイン学部では、自分が目指す分野の技術者・研究者になるために、早い段階から目的意識を持ち、目標に向かって体系だてた知識を吸収することが重要である。そのためには自分自身で効率的な履修計画を立てることが必要である。その際、知識の吸収だけでは一人前の技術者・研究者にはなれない。吸収した多くの知識を活用して役立てる工夫、つまり知恵を磨くことが不可欠である。そのために、日頃から考え、工夫をする努力を惜しまない必要がある。勉学を柱にすることは当然ですが、課外活動、アルバイト、遊び、などを両立させていくことが実りある学生生活を送るために欠かせない。4年間という時間は瞬く間に過ぎる。この点に常に留意し、有意義な学生生活を送って欲しい。

建築都市デザイン学部

カリキュラムポリシー 教育課程の編成方針

建築都市デザイン学部では、基礎・基本に重点をおき、専門領域の基本となる考え方を学ぶ。その上で、現実に即したアイディアにより、理論的裏付けを持ったデザイン能力を有する人材を養成するため、次のように教育課程を編成する。

1. 幅広い教養と国際的コミュニケーション能力を修得し、それを支える心身を鍛錬するために、「教養科目」・「外国語科目」・「体育科目」・「PBL科目」を配置する。
2. 建築都市デザイン全般に共通する根底となる知識・能力（実行、思考、協働など）・倫理観及び深い専門的知識・能力を修得するために、「学部基盤科目」・「専門科目」を体系的に配置する。
3. 技術者として仕事を遂行する基礎力、実社会での課題を探究する能力及び実社会の複合的な問題を解決する能力を修得するために、「専門科目」のうち事例研究や卒業研究等を配置する。

建築学科

カリキュラムポリシー 教育課程の編成方針

建築学科では、人間－建築－都市という建築都市システムの有機的な関係を理解し、安全・健康・快適な環境を構築し持続的に維持する建築家、建築技術者を養成するため、次のように教育課程を編成する。

1. 社会・健康・安全・法律・文化・環境などの教養や技術者倫理を修得し、現実の問題に対して、実践力と理論的な裏付けに基づく適切な行動をとることができ、自らのキャリアを確立するための教育課程を編成する。具体的には、幅広い教養と国際的コミュニケーション能力を修得し、これを支える心身を鍛錬するために、「教養科目」・「外国語科目」・「体育科目」・「PBL科目」を配置する。
2. 建築都市デザイン全般に共通する知識・能力（実行、思考、協働など）、及び、深い専門的知識・能力を修得するための教育課程を編成する。具体的には、「学部基盤科目」と「専門科目」を体系的に配置する。
3. 建築家・建築技術者として仕事を遂行する基礎力と実践力、実社会での課題を探究する問題発見・解決能力、及び、実社会の複合的な問題を解決する能力を修得するため教育課程を編成し、「専門科目」を配置する。
4. コミュニケーション能力を高め、建築の専門家として、自己の将来設計を高めるために教育課程を編成する。具体的には、「外国語科目」、事例研究・卒業研究・設計などを含む「専門科目」を配置する。
5. 卒業と同時に全員が一級建築士の受験資格を満たすようにバランス良く科目を配置する。

都市工学科

カリキュラムポリシー 教育課程の編成方針

都市工学科では、人間－自然環境－社会システムの健全かつ持続的な共生関係を理解し、安全で快適な都市環境の実現に向けて貢献できる技術者を養成するため、次のように教育課程を編成する。

1. 地球的視点に立ち、多面的に物事を考える能力とその素養を身につけるため、「教養科目」や「学部基盤科目」において自然科学系科目群を配置する。
2. 都市工学技術者としての社会的使命と、技術者が社会に負っている責任を理解するため、「学部基盤科目」において技術者倫理と「教養科目」や「PBL科目」を配置する。
3. 都市工学の深い理解のため、「学部基盤科目」において情報系科目群を配置する。
4. 都市の構築・維持管理、都市環境の改善・創造、及び災害に強い都市づくりに貢献できる能力を身につけるため、「専門科目」を配置する。
5. 社会の要請に応じた事業を計画・実行するために、相互理解し、説明責任を果たすための能力を身につけるため、「外国語科目」や「学部基盤科目」において情報系及び総合系科目群を配置する。
6. 課題に主体的に取り組み、解決する能力を身につけるため、「学部基盤科目」においてインターンシップや「専門科目」において都市工学実験演習等の体験学習型の科目を配置する。
7. 課題を自主的に探究し、専門知識や技術を総合して、解決する能力を身につけるため、「専門科目」において設計基礎、都市工学設計製図、事例研究、卒業研究等の科目を配置する。
8. 実務上の問題を理解し対応する基礎能力を身につけるため、「専門科目」においてキャリア開発、設計基礎、都市工学設計製図等及びマネジメント科目群を配置する。
9. 制約のある中で計画的に対処でき、吸収力・応用力のある心身堅固な技術者となるための素養を身につけるために、「専門科目」において事例研究、卒業研究、都市工学設計製図、都市工学実験演習等の科目や「体育科目」を配置する。

ディプロマポリシー 学位授与の方針

所定の年限在学し、以下の知識と能力とともに所定の単位数を修得した者に、学士（工学）の学位を与える。

1. 社会の発展に貢献する社会人としての、豊かな教養と人間性を修得している。
2. 建築都市デザイン学全般に必要な基礎学力と、学科の分野に対応する十分な専門知識を修得している。
3. 現実に即した発想のもとに、理論的裏付けを持った実践によって、社会の要請に対応できる能力を修得している。

ディプロマポリシー 学位授与の方針

所定の年限在学し、以下の能力を身につけるとともに所定の単位数を修得した者に、学士（工学）の学位を与える。

1. 建築学の基礎と専門の各分野に対応する十分な知識と能力を修得し、建築の文化芸術的側面と工学的側面を多角的、総合的に理解できる。
2. 数学、自然科学など工学全般に必要な基礎学力を持ち、様々な問題に応用できる。
3. 現実に即した発想のもとに、理論的裏付けを持った実践によって、問題発見・解決能力やコミュニケーション能力を持つ。
4. 建築の文化、技術の発展に寄与し、社会の発展に貢献する能力を有している。
5. 第三者に伝達したい内容を論理的に記述し、口頭で発表し、討論することのできるコミュニケーション能力および基礎的な国際的コミュニケーション能力を持つ。

備考

1. 建築学科のカリキュラムは、一級建築士受験資格のための科目を必修科目とするなど、学部修了者全員が、修了後所定の実務経験を経た上で、一級建築士の受験資格が得られるよう編成されている。
2. 建築学科の学習および教育目標とカリキュラムは、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーはJABEEの認定基準を参考に作成している。
3. 系統的な教育を促進するために、履修モデルを作成し、学修要覧に掲載することによって学生へ周知している。

ディプロマポリシー 学位授与の方針

所定の年限在学し、以下の能力を身につけるとともに所定の単位数を修得した者に、学士（工学）の学位を与える。

1. 地球的視点に立ち、社会の動向を理解し、技術者としての使命と責任を理解できる教養力を修得している。
2. 情報処理力を含む工学の基礎力と、シビルエンジニアリングに関する実務の知識と理解、デザイン能力を含む総合的な課題解決能力を修得している。
3. 社会の要請に応じた事業を計画・実行するために、相互理解し、説明責任を果たすためのプレゼンテーションとコミュニケーションの能力を修得している。

備考

1. 都市工学科のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーはJABEEエンジニアリング系学士課程の土木および関連の工学分野の認定基準を参考に作成している。
2. 都市工学科では、JABEE学習・教育到達目標を定めており、具体的な到達目標および評価基準も明らかにしている。
3. これらのポリシー（学習目標など）は入学時のガイダンス、各学期開始時の履修相談で学生に周知されている。

建築都市デザイン学部：履修要綱

履修要綱は本学学則第5章および第8章に基づいて定められたものである。従って、学生は授業を受けるにあたっては、特にこれを熟読しなければならないものである。

1. 単位

1. 単位制度

本学の教育課程は単位制度に基づいて編成されており、学修の基本でもあるので、単位制度の本質を十分に理解する必要がある。単位は履修した科目の学力が一定レベルに達したときに与えられるもので、そのレベルに達するためには教室内で授業を受けるだけでは不十分であり、予習、復習、宿題などの自学自習を必要とする。

大学の授業は講義、演習、実験、実習および実技等の方法で行われ、各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内および教室外を合わせて45時間として、学則第18条の基準に従って計算されるが、本学では講義および演習については、2時間の授業に対して4時間の自学自習を行わせることを基準にしている。

なお、本学建築都市デザイン学部を卒業するためには4年以上在学して総計124単位以上を修得しなければならない。

2. 単位数

授業の方法によって授業時間に対する自学自習の必要時間が異なる。週1時限（2時間）の授業に対して与えられる単位数は次のとおりである。（学則第18条参照）

(1) 講義・演習

2時間の授業、4時間の自学自習、週1回半期15週では、

$$(2+4) \times 15 = 90 \text{時間} \quad 90 \div 45 = 2 \text{単位}$$

(2) 実験・実習・製図・実技

2時間の授業、1時間の自学自習、週1回半期15週では、

$$(2+1) \times 15 = 45 \text{時間} \quad 45 \div 45 = 1 \text{単位}$$

ただし、授業時間外の自習によって準備または整理を行う必要のある科目については、その程度に応じて単位数を増加してある。

また、学則第18条の2に基づき、各授業科目の授業は、10週または15週にわたる期間とするものの、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果がある場合、この期間を変更する場合がある。科目によってはクォーター開講（前学期・後学期をさらに分割した期間で開講）する場合があるが、詳細は授業時間表で確認すること。

3. 単位の授与

各授業科目を履修した者に対して、試験（中間試験その他の評価を含む）によりその成果を判定した上で単位を与える。この場合の履修とは単位制度に基づくものであって、所定の単位を修得するためには必要な時間数の授業を受けていなければならないことは勿論、定められた時間数の自学自習が行われていなければならない。

なお、履修したが合格点に達しないため単位を与えられなかった科目のうち、単位を修得しておかなければならない科目は、次年度以降に低学年の授業時間表に従って再履修しなければならない。

4. 標準履修法

学生は4年次においてはその1/2～2/3の時間を卒業研究に費やすので、3年次終了までに、各学科の卒業研究着手条件を、余裕を持って満たしておくことが望ましい。そのための目安として、各学期に20単位程度修得できるような履修計画を立てる必要がある。

2. 授業科目

1. 科目の区分

授業科目はその内容により、「教養科目」「体育科目」「外国語科目」「PBL科目」「学部基盤科目」「専門科目」の各区分に分ける。それぞれに属する各授業科目については“教育課程表”に記載されているので同表を参照すること。

2. 科目の種類

授業科目は必修科目、選択必修科目、選択科目に分けられる。その定義は次のとおりである。

- (1) 必修科目……………必ず履修しなければならない科目（教育課程表中の○印）
- (2) 選択必修科目………学科で指定された科目の中から選択して履修しなければならない科目（教育課程表中の△印）
- (3) 選択科目……………自由に選択して履修できる科目（教育課程表中の無印）
- (4) その他、学科によっては、学科独自の選択必修科目を設けている場合がある。

なお、科目の選択は各自の履修上慎重な配慮を要するものなので、選択にあたっては必ず「3.履修心得」の項を参照すること。

3. 履修心得（卒業要件と履修登録上の心得）

1. 卒業の要件

本学を卒業するためには4年以上在学して、次の表に従ってそれぞれの区分の単位を修得する必要がある。

なお、この表は各自の履修の基準になるので学年始めに参照すること。

区 分	卒業要件	
	建築学科	都市工学科
教養科目	10単位	10単位
体育科目	1単位	1単位
外国語科目	8単位	8単位
PBL科目	3単位	3単位
学部基盤科目	30単位	30単位
専門科目	68単位	60単位
小 計	120単位	112単位
自由選択 ※	4単位	12単位
合 計	124単位	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して建築学科は4単位以上、都市工学科は12単位以上修得しなければならない。（以下、3.自由選択を参照）

2. 科目区分〔教養科目・外国語科目・体育科目・PBL科目・学部基盤科目・専門科目〕

- (1) **教養科目** 「教養科目」区分における必要最小単位数は10単位である。この中には、「教養ゼミナール」「教養特別講義」をそれぞれ4単位まで算入できる。なお、それぞれ4単位を超えると、卒業要件に算入できない修得単位（卒業要件非加算の特別履修）となる。
- (2) **体育科目** 「体育科目」区分における必要最小単位数は1単位である。このうち、選択必修科目1単位は必ず履修しなければならない。つまり、選択必修科目1単位を修得することで、必要最小単位数を充たすことになる。
- (3) **外国語科目** 「外国語科目」区分における必要最小単位数は8単位である。ただし、「英語科目（スキル）」科目群より必修科目4単位を履修しなければならない。また、必修科目以外の外国語科目の中から4単位を修得することで、必要最小単位数を充たすことになる。
- (4) **PBL科目** 「PBL科目」区分における必要最小単位数は3単位である。このうち、必修科目3単位は必ず履修しなければならない。つまり、必修科目3単位を修得することで、必要最小単位数を充たすことになる。
- (5) **学部基盤科目** 「学部基盤科目」区分における必要最小単位数は30単位である。必修科目・選択必修科目は学科によって異なる。
- (6) **専門科目** 「専門科目」区分における必要最小単位数は、建築学科68単位、都市工学科60単位である。必修科目・選択必修科目は学科によって異なる。

3. 自由選択

前記6区分の必要最小単位数の小計は建築学科120単位、都市工学科112単位となるが、卒業要件(124単位)を満たすには、各区分の必要最小単位数を超えた分を合算して建築学科4単位、都市工学科12単位以上修得しなければならず、この4単位および12単位分を「自由選択」とする。

また、“卒業要件加算となる特別履修(他学科科目や他学部科目、他大学との単位互換科目など)”の履修も、「自由選択」として取り扱われる。

4. 副専攻プログラム

学際的なテーマ、あるいは特定学問分野に関する授業科目で編成されるプログラムであり、複眼的な思考力と統合的な理解力の育成を目的としている。該当する授業科目を10単位以上取得することで履修した副専攻プログラムの修了が認定される(修了要件はプログラムより異なるので、注意すること)。副専攻プログラムの履修によって取得した科目の大半は「他学部他学科科目」であるが、自由選択科目として卒業要件単位に含めることができる。なお、プログラムの修了を認定するには、所定の申請書を提出することが必要である。

以下に本年度から始まる副専攻プログラムの名称などを記す。

プログラム名称	担当学部	履修可否	修了要件
社会変革のリーダー育成	教育開発機構	可	14単位
エンジニアリング教養	理工+建都デザイン	否	—
データサイエンス	情報工(各学部学科のDS代替科目を全て含める)	可	10単位
情報デザイン	メディア情報+都市生活	可	12単位
情報マネジメント	メディア情報	可	12単位
環境基礎	環境	未定	—
情報工学基礎	メディア情報	否	—
都市・マーケティング	都市生活	未定	—
児童学基礎	人間科学	可	10単位

各プログラムを構成する科目群などの詳細は、ガイダンスなどで紹介・説明する。また、新たな副専攻プログラムが創設されたときは、学期当初のガイダンスなどで紹介する。

5. 履修方針の作成

- (1) 学期の始めに当たっては、「教授要目(シラバス)」を熟読するとともに入学した年度の教育課程表を充分理解した上で、各自1年間の履修方針を定めること。
- (2) その学期の授業時間表に基づいて、必修科目、選択必修科目、選択科目の順に、履修方針に基づいて選択し、履修登録をしなければならない。
- (3) 自学自習に多くの時間を要する単位制度のもとでは、授業時間表に組み込まれている選択科目の全てを履修することは難しいので、科目選択に当たっては、クラス担任・アカデミックアドバイザー等の助言を受けて、適正に選択することが必要である。
- (4) 所属学年に組み込まれている授業科目はその学年で修得するよう努力すべきである。次の年度で再履修しようとしても授業時間が重複して履修できない場合があるからである。

6. 履修登録の流れ

履修登録とは、その学期に履修する科目を登録することである。登録は必ず指示された日までにWEB上の登録システムで行わなければならない。この手続を経ない科目は、たとえ受講して試験に合格しても単位は与えられない。以下は、履修登録に関する各学期の流れである。

(1) 履修科目の選択期間

学期開始から履修登録までに約1週間の期間がある。

(2) 履修科目の登録

当該学期に受講する科目はWEB上にて履修登録を行う。なお、登録期間後の履修科目の追加はできない。また、本人の不備による履修登録の誤りは、すべて自己の責任となるので、特に注意が必要である。

(3) 履修登録の確認

履修登録の約1週間後、履修科目が正しく登録できているかを確認する機会を設けている。万一、登録に間違い等があった場合は、ただちに教育支援センターに相談すること。

(4) クォーター開講科目の履修登録

科目によってはクォーター開講（前学期・後学期をさらに分割した期間で開講）する場合があるが、履修登録の手続きについては「前学期」「後学期」として学期ごとに行う必要があるので注意すること。

7. 習熟度別クラス編成

授業科目によっては、習熟度に応じたクラス編成をする場合がある。それぞれ詳細は、当該科目教育課程表の頁や、別途配布される「授業時間表」の注意事項を参照すること。

(1) 数学科目

入学後オリエンテーション期間内で実施する基礎学力調査の結果により、リメディアルクラスでの履修を指定する場合がある。

(2) 英語科目

入学後オリエンテーション期間内で実施する基礎学力調査の結果により、習熟度別に編成したクラスを指定する場合がある。

8. 履修登録単位数の制限

(1) 登録単位数の制限

1学期あたりの履修登録可能な単位数は、**20単位を上限**とする。
 通年の科目は、単位数に1/2を乗じた値を1学期分の単位数とする。

(2) 履修登録単位数の上限対象外とする科目

この制限には、再履修科目、他学部・他学科科目、他大学単位互換科目を含める。
 一方で、以下の科目は制限に含めない。

科目種類	科 目 例
集中講義で行う科目	<input type="checkbox"/> 「応用体育(1), (2)」で、スキーなど集中授業で行う科目 <input type="checkbox"/> 夏期・春期など、集中講義として行う科目（授業時間表に特定曜日時限が割り当てられていない科目）
ボランティア関係科目	<input type="checkbox"/> 「ボランティア(1), (2)」
インターンシップ関係科目	<input type="checkbox"/> 「インターンシップ(1), (2)」
海外体験関係科目	<input type="checkbox"/> 「海外体験実習 (1), (2)」 <input type="checkbox"/> 本学が実施する海外体験プログラムで、卒業要件に認定する措置を行った場合の科目
卒業要件非加算で履修する科目	<input type="checkbox"/> 他学部・他学科科目の履修のうち、各学科において「卒業要件に含めない」としている科目など、「卒業要件非加算の特別履修」として履修する科目 注意：卒業要件非加算の特別履修であるが、履修登録単位数の上限に含める科目 「教養ゼミナール(1), (2)」「教養特別講義(1), (2)」について、それぞれ4単位を超えて履修した場合の科目、および「特別講義(1), (2), (3)」について6単位を超えて履修した場合の科目は、「卒業要件非加算の特別履修」となるが、履修登録単位数の上限には含めるので注意すること。また、「データサイエンスリテラシー科目」も該当する。

(3) 履修登録単位数の上限緩和措置

所定の f-GPA 値を超える成績優秀な学生は、24単位までの超過履修を可能とする。

9. 履修登録上の注意

(1) “再履修”として取り扱う履修

- ・過去に不合格になった科目を再度履修する場合
- ・過去に履修したことがない科目でも、自己の学年よりも低学年に担当されている科目を履修する場合。
- ・過去に履修したことがない科目でも、留年歴がある学生が科目を履修する場合。

(2) 合格科目の再履修はできない

既に合格（単位修得）した科目を再度履修することはできない。すなわち、一度履修して合格した科目の成績評価は変更できない。

(3) 高学年配当科目の履修はできない

自己の学年よりも高学年に配当されている科目は履修できない。

(4) 履修条件のある科目に注意

科目履修条件が設定されている科目は、その条件に定められた科目をすべて合格していない場合は履修できない。

(5) 履修者指定のある科目に注意

科目によっては、所属学科・クラス・班などによる履修者指定をしている場合がある。また、授業開始前の希望者事前審査や、授業開始時の出席により、受講者指定や人数制限をする科目もある。

(6) 2年次以降の履修登録の際には、さらに、次のことに注意すること

- ・履修する科目は、再履修を含めすべて登録すること。
- ・低学年の必修科目と所属学年に配当されている必修科目の授業時間が重複している場合は、低学年の科目を優先して履修すること。

(7) 他学科・他学部・他大学の科目の履修について

他学部や他学科、他大学などの科目を履修する場合についてはWEB上での登録ではなく別途申請が必要となる。詳細は「14. 他学科・他学部・他大学の科目の履修」を参照のこと。ここで、2020年度から開講される「データサイエンスリテラシー科目」を3年前期終了時まで他学部で修得することを強く勧める（該当する2科目のうち、少なくとも1科目を修得）。これは、データから知識や有用情報を抽出し、新たな価値を創造する能力の涵養が将来の技術者に要求されることへの対応である。このような重要性を鑑みると、卒業要件非加算科目に相当するものの、履修した該当科目は登録単位数の制限を受けることにする。なお、該当する科目は世田谷キャンパスでも開講されるため、授業を受けるために他キャンパスへ移動する必要はない。

(8) 副専攻プログラムの履修について

通常の履修登録と併せて、履修希望科目を記した「副専攻プログラム計画書」の提出が必要である。ただし、履修計画書に記したプログラム対象科目と実際に取得したプログラム対象科目が合致していなくても要件が満たされていればプログラム修了を認定する。

4. 授業時間

各時限の授業時間は次のとおりである。

時 限	1	2	3	4	5
時 間	9:00～10:40	10:50～12:30	13:20～15:00	15:10～16:50	17:00～18:40

5. 休講措置

学校行事や担当教員の都合などにより授業を休講とする場合がある。その場合は事前に大学ホームページやポータルサイト等にて連絡する。なお、休講の掲示やその他特段に指示がなく、授業開始時間から30分以上経過しても授業が行われない場合は休講の扱いとする。

6. ストライキ等により交通機関が運行停止した場合および台風による気象警報発表時の授業措置

1. 交通機関がストライキ等により運行停止した場合

(1) 東急電鉄（大井町線）がストライキ等により運行を停止した場合

次の段階によって授業措置が異なる。

1	午前6時までにスト等による運行停止が解除された場合	→	平常どおりの授業を行う
2	午前9時までにスト等による運行停止が解除された場合	→	午前は休講とし、午後は平常どおりの授業を行う
3	午前9時までにスト等による運行停止が解除されない場合	→	全日休講とする

(2) 東急電鉄（大井町線）がストライキ等により運行を停止しない場合

JR東日本の電車その他が、ストライキ等により運行を停止しても、授業は平常どおり行う。

2. 台風による暴風警報が発表された場合

東京地方（23区西部、23区東部）および神奈川県東部に暴風警報が発表されている場合、次の段階によって授業措置が異なる。

1	午前6時までに暴風警報が解除された場合	→	平常どおりの授業を行う
2	午前6時から午前9時までの間に暴風警報が解除された場合	→	午前は休講とし、午後は平常どおりの授業を行う
3	午前9時以降に暴風警報が解除された場合	→	全日休講とする

なお、暴風警報が発表されていない場合でも、気象状況は時間の経過とともに変化することが想定される。状況に応じて休講の措置をとることもある。大学発表の情報を必ず確認すること。

また、授業開始以後に暴風警報が発表された場合は、学内放送等で授業措置の情報を発信する。

3. その他、緊急事態の状況によっては、前述にかかわらず別途の措置を講ずる場合がある。

4. 上記の措置を行う場合、直ちに大学ホームページおよびポータルサイトへ掲載するので、各自で確認すること。

7. 科目試験

1. 試験の内容

定期試験は、全学一斉に期間を指定して行う試験で、前期末の「前期末試験」と、学年末の「学年末試験」がある。また、クォーター開講科目の場合は、クォーター終了時点で「前期前半末試験」「後期前半末試験」という定期試験を設定する。なお、担当教員により、これらの指定期間とは別に、授業期間中にこれらの試験に準ずる試験を行う場合がある他、中間試験その他を行うことがある。また、レポート、論文等をもって試験に替える場合がある。

受験に際しては次の事項に留意すること。

- (1) 試験科目、試験の日時および場所は予め掲示する（その際に受験についての注意事項を併せて掲示する）。
- (2) 次の何れかに該当する者は試験を受けることはできない。たとえ受験しても無効とする。
 - a. 科目の履修登録をしていない者
 - b. 学生証を所持しない者
 - c. 試験開始後20分以上遅刻した者
- (3) 受験の際は学生証を必ず机の上に置かなければならない。
- (4) 答案用紙の学籍番号、氏名の欄は、必ず消せないボールペンで記入しなければならない。
- (5) 試験開始後30分以内の退場は許可しない。
- (6) 病気・負傷、大学に向かう途中の事故又はやむを得ない正当な事由により受験できなかった場合は、欠席届に診断書又は証明するものを添えて教育支援センターに提出しなければならない。

2. 定期試験の試験時間

定期試験の試験時間は次のとおりである。なお、各時限60分を原則としており、平常の授業時間と異なるので注意すること。

時限	1	2	3	4	5	6	7
時間	9:00～10:00	10:20～11:20	11:40～12:40	13:40～14:40	15:00～16:00	16:20～17:20	17:40～18:40

3. 試験の際に不正を行った者の取り扱い

本学部学生が、試験（単位互換により、本学部以外での受験を含む）において不正行為を行った場合、「学則」および「学生の懲戒に関する規程」に従って処分の手続きを行い、「当該クォーター期間内に実施する全ての科目試験の評価を不可（0点）にする」とともに、「10日以上以上の停学または退学」とする。

- (1) 試験には、大学が当該年度の学年暦で定めた定期試験期間中に行う試験の他、担当教員が授業期間中に各学期末試験または学年末試験として行う試験や、クォーター開講科目で学期途中に実施する試験も対象とし、これらのすべてを「当該クォーター期間内に実施する全ての科目試験」として取り扱う。
- (2) 「停学」の期間は在学年数に算入する。
- (3) 「停学」の執行開始は、処分を決定した日の翌日からとする。
- (4) 処分の内容は決定後公示する。

注1：下記のような場合は不正行為と断定する。

- (a) 代人に受験させた場合
- (b) 他人のために答案、メモ等を書いたり、他人に答案、メモ等を書いてもらったりしている場合
- (c) 問題配布後で試験開始の合図がある前、および試験終了後に鉛筆などの筆記用具を手に持っている場合
- (d) 持ち込みを許可されていない教科書、参考書、ノート、メモ等を見たとき認められる場合
- (e) 他人の答案を見たとき認められる場合
- (f) 他人に自己の答案を見せたと認められる場合
- (g) 言語、動作をもって互いに連絡している場合
- (h) 教科書、参考書、ノート等を参照してよい場合に、これらを互いに貸借している場合
- (i) その他、試験監督者および出題者が不正と判断する行為（例えばメモ、ノートを机の上に置いている場合や所持している場合等）を行った場合
- (j) 携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末を机の上に置いたり、身につけていたりした場合

注2：不正行為は試験場で指摘された場合に限らず、採点の際に発見された場合も同様の扱いを受ける。

注3：処分を受けると当該クォーター期間内に実施される科目試験の全ての科目が不合格となるので、ほぼ確実に1年以上の卒業延期となる。

8. 科目成績

1. 成績の発表

- (1) 成績は8月下旬（クォーター開講を含む前期配当科目）と3月下旬（クォーター開講を含む後期配当科目および通年配当科目）の2回発表する。
- (2) 成績は発表と同時に効力を発生するものとする。
- (3) 卒業の要件を満たして卒業資格を認定された者は、3月に本学内に掲示する。

2. 成績の評価

学業成績の評価を、秀（100点～90点）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）の5段階に分け、秀、優、良、可を合格とする。当初の評価で合格に達していない場合でも、授業への出席状況や授業内容の理解度などから追加の学習によって合格に達すると期待される学生には再教育の期間を設け、成績評価を「保留」することがある。なお、他大学で修得した科目を本学の科目として認めたときの評価は段階別に分けず、「認定」との表記になる（例えば、認定留学で修得した単位など）

3. 成績順位の算定方法

成績順位は、f-GPA（ファンクショナル・グレード・ポイント・アベレージ）方式により算定される。計算式は以下のとおりで、算出された評定値の大きい順に順位がつけられる。

$$\frac{\text{（履修した各科目のGP} \times \text{単位数）の合計}}{\text{履修単位数}} = \text{評定値}$$

※GP = (科目の得点 - 50) / 10 ただし、科目の得点が60点未満の場合、GPは0とする。

- (1) 評価値算出対象科目は「卒業要件対象科目」とする（卒業要件非加算の単位数は含めない）。
- (2) 評定値算出には不合格科目も対象とする。
- (3) 不合格科目を再履修した場合は、分母の履修単位数の変更はせずに、分子のみ最新評価結果に変更して算出する。
- (4) 前期終了時に評定値を算出する場合、当該年度に履修中の通年科目については、分母（履修単位数）に含めない。
- (5) 評定値が同じ場合には、分子が大きいものを上位とする。分子も同じ場合には同順とする。
- (6) 評価が「認定」の科目は、評定値算出の対象にならない。

9. 単位修得状況や成績に関する指導

① 単位修得状況による指導

1年次前期終了時に修得単位が10単位未満の者に対しては、学修意欲の促進と成績向上を目的として、クラス担任が面談等の個別指導を行う。また、**1年次終了時に修得単位が20単位未満**の者に対しては、クラス担任が面談等を行い、勉学意志の確認や進路変更を含めた今後の進め方に関する相談および指導を行う。なお、いずれの場合も上記修得単位数には卒業要件非加算の単位数を含めない。また、途中で休学がある場合はその期間を考慮して対応する。

② f-GPAによる指導

各年次終了時に、f-GPAが0.6未満の者には、退学勧告を行う。併せて、f-GPAの低い成績不振の者には個別面談を実施する。

10. 3年次進級条件

2年次終了時に修得単位が60単位未満（卒業要件非加算の単位数は含めない）の者は、3年次へ進級できず2年次に留年となる。

11. 卒業研究(1)着手（4年次への進級）条件

4年次になると各研究室に所属し、「卒業研究(1)」に着手するが、3年次終了時に下記の条件を満たしていなければ着手できず、3年次に留年となる。

- ①3年以上在学していること。 …休学期間は在学期間に算入しない。
- ②100単位以上を修得していること。 …卒業要件非加算の単位数は含めない。
- ③各学科の定める卒業研究(1)着手条件を充たしていること。 …各学科の頁を参照すること。

注意：「卒業研究(1)」は学年始めの4月からはじまるのが原則である。ただし、「学部・大学院一貫教育プログラム」で大学院修士課程の早期修了を目指す学生などは、3年後期から「卒業研究(1)」に着手することができる。詳しくは、各学科教務委員へ問い合わせること。

12. 修業年限と卒業延期

1. 修業年限

本学を卒業するためには4年以上在学しなければならない。在学年数は8年を超えることはできない。さらに1年次、2年次を合わせて4年を超えて在学できない。ただし、休学中の期間は在学期間に加えない。

2. 卒業延期

4年を超え在学する場合は、4月30日までに定められた所定の学費を納入しなければならない。履修届出については前年度までの方法と同じである。

なお、卒業延期者に対しては、科目試験については学期末毎に、卒業研究については2カ月毎に審査が行われて卒業に必要な条件が満足されれば、前者については学期末に、後者については2カ月毎の月末に卒業資格が認定される。

13. 他学科・他学部・他大学の科目の履修

1. 特別履修

所属する自学科の教育課程表（「教養科目」「体育科目」「外国語科目」「PBL科目」「学部基盤科目」「専門科目」）に属さない科目の履修を「特別履修」とする。これらに該当するものとして、**自学部内他学科の科目・他学部の科目・他大学の科目**（協定を結んでいる大学に限る）などがある。これらの特別履修は、“卒業要件加算”とする場合と“卒業要件非加算”とする場合がある。

なお、各学科により、取り扱いが異なる場合があるので、以降の説明の他に、所属学科の「履修上の注意事項」を参照すること。

卒業要件加算	卒業要件非加算															
所属する学科の教育課程表																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">教養科目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体育科目</td> <td>「共通分野 教育課程表」参照</td> </tr> <tr> <td>外国語科目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PBL科目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学部基盤科目</td> <td>「所属学科 教育課程表」参照</td> </tr> <tr> <td>専門科目</td> <td></td> </tr> </table>	教養科目		体育科目	「共通分野 教育課程表」参照	外国語科目		PBL科目		学部基盤科目	「所属学科 教育課程表」参照	専門科目		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>自学部内他学科の科目の特別履修</td> </tr> <tr> <td>他学部の科目の特別履修</td> </tr> <tr> <td>他大学の科目の特別履修（協定を結んでいる大学に限る） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 工学院大学／芝浦工業大学／東京電機大学 </div> 東京理工系4大学として4大学相互の単位互換協定を結んでいる協定校。 </td> </tr> </table>	自学部内他学科の科目の特別履修	他学部の科目の特別履修	他大学の科目の特別履修（協定を結んでいる大学に限る） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 工学院大学／芝浦工業大学／東京電機大学 </div> 東京理工系4大学として4大学相互の単位互換協定を結んでいる協定校。
教養科目																
体育科目	「共通分野 教育課程表」参照															
外国語科目																
PBL科目																
学部基盤科目	「所属学科 教育課程表」参照															
専門科目																
自学部内他学科の科目の特別履修																
他学部の科目の特別履修																
他大学の科目の特別履修（協定を結んでいる大学に限る） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 工学院大学／芝浦工業大学／東京電機大学 </div> 東京理工系4大学として4大学相互の単位互換協定を結んでいる協定校。																

2. 自学部内他学科科目の特別履修

自学部内の他学科で開講される科目は、原則として次のとおり履修することができる。

他学科における科目区分と科目種別		履修の可否	
他学科の教育課程表	学部基盤科目	所属学科の同一名称科目	履修できない。 (再履修の場合で特例を認めることがあるので教育支援センターに確認すること)
		所属学科の類似名称科目※	原則として履修できないが、卒業要件非加算の特別履修としてなら履修を認めることがある。
	専門科目	所属学科の同一名称科目	卒業要件加算の特別履修として履修できる。
		所属学科の類似名称科目※	卒業要件加算の特別履修として履修できる。
		所属学科にない科目	卒業要件加算の特別履修として履修できる。

※「類似名称科目」とは、以下のような場合を指す。

- ① 「物理学(1)」「物理学」のように、番号だけが異なる科目
- ② 「〇〇概論」「〇〇汎論」など、同一のキーワードが科目名になっている場合
- ③ 講義内容が酷似している科目も同様に扱う

(1) 履修の手続き

履修する場合は、「特別履修申告書」（各自ポータルサイトよりダウンロード）に必要事項を記入の上、世田谷キャンパス教育支援センターに提出すること。履修にあたっては、教育支援センターに備え付けの該当学部「学修要覧」、「教授要目」、「授業時間表」を参考にすること。

(2) 履修の制限

- ・所属学年よりも上の学年の配当科目は履修できない。
- ・履修希望者数が多く、履修人数を制限する場合は、当該学科の学生が優先される。

3. 他学部の科目の特別履修

他学部で開講される科目の履修については以下のとおりである。

(1) 履修の手続き

履修する場合は、「特別履修申告書」（各自ポータルサイトよりダウンロード）に必要事項を記入の上、世田谷キャンパス教育支援センターに提出すること。履修にあたっては、教育支援センターに備え付けの該当学部「学修要覧」、「教授要目」、「授業時間表」を参考にすること。なお、先に紹介した「データサイエンスリテラシー科目」の履修手続きについては、別途ガイダンスなどで指示する。

(2) 履修の制限

- ・履修の可否は、自学部内の他学科で開講される科目の取り扱いに準ずる。
- ・所属学年よりも上の学年の配当科目は履修できない。
- ・履修順序の指定がある科目で、前提となる科目を履修していない場合は、当該科目を履修することはできない。
- ・履修希望者数が多く、履修人数を制限する場合は、開講学部の学生が優先される。

(3) 試験日程および成績評価

履修科目の試験日程および成績評価は、開講学部の日程および基準による。

4. 他大学の科目の特別履修

東京理工系4大学単位互換

東京理工系4大学の交流協定に基づき、工学院大学、芝浦工業大学、東京電機大学で開講される科目のうち、単位互換可能科目を所属学科の許可を得て履修することができる。修得した科目は学則で定める最大の単位数までを卒業要件に算入できる。ただし、本学において開講している科目と同一内容の科目については、履修を許可しない。単位互換が可能な科目と履修手続は世田谷キャンパス教育支援センターで確認すること。他大学での受講については、クラス担任あるいはアカデミックアドバイザーの指導・助言を受けること。

14. 学部・大学院一貫教育

高度に科学技術が発展するとともに、知の専門化、細分化が進み、国際競争が激化する現代社会においては、新たな学問分野や急速な技術革新に対応できる深い専門知識と幅広い応用力を持つ人材が求められている。そのため、本学でも大学院に進学し学修を継続する学生が多いが、学部教育と大学院教育を滑らかに接続し効果的に学修できるよう、「学部・大学院一貫教育プログラム」が用意されている。将来の職業を早い段階から見据えて、この「学部・大学院一貫教育プログラム」を有効に活用して欲しい。

1. プログラム内容

以下に、本プログラムの特色を述べるが、これらを実現するにはプログラムに参加し、十分な成果を挙げることが条件であることは言うまでもない。また、以下の内容を含め、プログラム内容は各学科、各専攻が特色ある内容を用意しているので、詳細は各学科教務委員等に問い合わせること。

(1) 大学院授業科目の先行履修

本プログラムへの参加が認められた学生のみ、大学院各専攻が指定する大学院授業科目を先行して履修する事ができる。これにより、大学院での学修・研究に時間的余裕を確保でき、より充実した大学院での成果を見込める。

(2) 卒業研究の早期着手・修了

本プログラムを選択し、在籍学科が認めた場合には、卒業研究を3年後期から開始することができる。

さらに、卒業研究が順調に遂行され、学科が卒業研究として十分な内容であると判断した場合には、4年前期末で卒業研究を終了し、大学院修士課程の研究へと進む事ができる。

(3) 大学院修士課程在学中の学外研修

卒業研究を4年前期末で終了できた学生または4年終了時に大学院授業科目を10単位修得した学生は、余裕を持った充実した大学院生活を送れるが、その活用方法にはさまざまな選択肢が考えられる。

指導教員の指導のもと、より充実した研究活動に充てる、国内・国外のインターンシップに充てる、海外留学に充てる、他大学や学内の他研究室での研究参加に充てるなど、有意義に活用して欲しい。

(4) 大学院修士課程の早期修了

4年前期末で卒業研究も含めた卒業要件を満たし、かつ、大学院A日程入試に合格している学生は、4年後期から大学院修士課程の研究に着手でき、大学院で定められた修士課程早期修了要件を満たすことで修士の学位を1年間で取得する事が可能である。

例えば、1年早く博士後期課程に進学する事ができ、その後、博士後期課程でも早い時期に十分な成果が挙げられれば、大学院修士課程、博士後期課程全体を3年間で修了することも可能である。

2. プログラム参加について

本プログラムは大学院に進学する優秀な学生を対象としたプログラムであり、その参加資格、手続き時期は以下のようになっている。本プログラムに参加する学生のみが、「大学院授業科目の先行履修」を始めとする上記「1. プログラム内容」の適用可能性を有する。本プログラム内容の適用を希望する学生は必ず当該時期に手続きを行うこと。

(1) プログラム参加資格

以下に示すいずれかの時点において、条件を満たしている学生が本プログラムへの参加資格を有する。

- ・ 3年後期開始時点： 3年前期終了時点でのf-GPAが基準の数値以上であること
- ・ 4年前期開始時点： 大学院A日程入試推薦基準を満たしていること。
- ・ 4年後期開始時点： 大学院B日程入試に合格していること。

(2) 手続き時期と方法

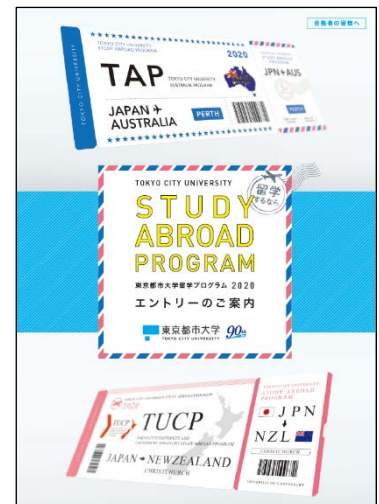
上記のように、3年後期開始時点、4年前期開始時点、4年後期開始時点に本プログラムへの申請を受け付ける。詳細は当該時期のオリエンテーションで示されるので、必ず出席すること。

東京都市大学留学プログラム (TAP・TUCP)

本学の留学プログラムには、「東京都市大学オーストラリアプログラム (以下、TAP)」と「東京都市大学とカンタベリー大学との留学プログラム (以下、TUCP)」の2つがあります。これらのプログラムは、本学が独自に開発した留学プログラムです。

2015年より始まったTAPは、西豪州パースの大学に16週にわたり留学します。参加条件を問いませんので、英語に自信が無い場合でも安心して留学することが可能です。1年次には、準備教育として、前期後期合わせて100日間の英会話レッスンもあります。

TUCPは、ニュージーランド・クライストチャーチ市のカンタベリー大学に16週にわたり留学します。参加条件としてTOEIC®600点以上が求められますが、カンタベリー大学の学生と共に現地の科目を受講できることがこのプログラムの特徴です。



◆ プログラムの概要

現在は以下の2プログラムが用意されています。英語レベルに合わせて参加するプログラムを決定します。

	 東京都市大学 オーストラリアプログラム	 TUCP カンタベリー大学 留学プログラム																																								
概要	TAP 東京都市大学オーストラリアプログラム 初体験でも安心してチャレンジできる留学システム。 国内での準備教育とオーストラリア留学の2年間にわたる大規模プログラム。	TUCP カンタベリー大学留学プログラム 現地学生と共に専門科目を学ぶ上級者向けプログラム																																								
募集定員	<table border="1"> <tr> <td>サイクル A</td> <td>環境学部</td> <td>環境創生学科</td> <td>30名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>環境経営システム学科</td> <td>24名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>メディア情報学部</td> <td>社会メディア学科</td> <td>35名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>情報システム学科</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市生活学部</td> <td>都市生活学科</td> <td>90名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人間科学部</td> <td>児童学科</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>サイクル B</td> <td>理工学部</td> <td>全7学科</td> <td>140名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築都市デザイン学部</td> <td>全2学科</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報工学部</td> <td>全2学科</td> <td>70名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>471名※</td> </tr> </table> サイクル A : 221名 サイクル B : 250名 ※学部学科によりサイクル (留学の時期) を指定。 ※募集人員を超えた場合は選考あり。※学科によらない調整人数を含む	サイクル A	環境学部	環境創生学科	30名			環境経営システム学科	24名		メディア情報学部	社会メディア学科	35名			情報システム学科	12名		都市生活学部	都市生活学科	90名		人間科学部	児童学科	4名	サイクル B	理工学部	全7学科	140名		建築都市デザイン学部	全2学科	40名		情報工学部	全2学科	70名	合計			471名※	45名 学部2年生以上及び大学院生にも開かれたプログラムです
サイクル A	環境学部	環境創生学科	30名																																							
		環境経営システム学科	24名																																							
	メディア情報学部	社会メディア学科	35名																																							
		情報システム学科	12名																																							
	都市生活学部	都市生活学科	90名																																							
	人間科学部	児童学科	4名																																							
サイクル B	理工学部	全7学科	140名																																							
	建築都市デザイン学部	全2学科	40名																																							
	情報工学部	全2学科	70名																																							
合計			471名※																																							
英語要件	特になし	TOEIC®600点以上																																								
語学準備講座	参加必須(1年次 前後期 100日間)	参加可能																																								
プログラム期間	<table border="1"> <tr> <td>サイクル A</td> <td>語学準備講座</td> <td>2020年5~7月、9~12月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豪州留学</td> <td>2021年2~5月</td> </tr> <tr> <td>サイクル B</td> <td>語学準備講座</td> <td>2020年5~7月、9~12月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豪州留学</td> <td>2021年8~11月</td> </tr> </table>	サイクル A	語学準備講座	2020年5~7月、9~12月		豪州留学	2021年2~5月	サイクル B	語学準備講座	2020年5~7月、9~12月		豪州留学	2021年8~11月	ニュージーランド留学 : 2021年8~11月																												
サイクル A	語学準備講座	2020年5~7月、9~12月																																								
	豪州留学	2021年2~5月																																								
サイクル B	語学準備講座	2020年5~7月、9~12月																																								
	豪州留学	2021年8~11月																																								
派遣先大学	エディスコワン大学/マードック大学 [西オーストラリア州 パース]	カンタベリー大学 [ニュージーランド クライストチャーチ]																																								
学修内容と修得単位	英語科目/教養科目等 計12単位 詳細は別表1参照	英語科目/専門基礎科目等 計12単位 詳細は別表2参照																																								

◆ 留学中の学修 ① TAP：東京都市大学オーストラリアプログラム

4 か月間の留学において、1st クォーターは、大学付設の語学学校（能力別クラス）で英語を学びます。2nd クォーターは国際人として必要な教養を身につけるために、教養の科目を英語で学びます。現地における科目と、本学における認定科目については以下のとおりですが、詳細は学科の TAP 担当教員及び教務委員に確認してください。

(別表 1-1) 単位認定表 [TAP]：世田谷キャンパス (理工学部・建築都市デザイン学部・情報工学部)

派遣先	期	派遣先大学での開講科目名 ※1	単位数	本学での認定科目名	単位数	理工学部 認定科目区分	建築都市 デザイン学部 認定科目区分	情報工学部 認定科目区分
エディ スコー ワン 大学 (ECU)	前半	Improving English	4	Communication Skills(1)	1	Improving English 4 単位を、 外国語必修単位 CS (1), CS (2), RW (1a), RW (1b), RW (2a), RW (2b) <1 年次配当> の 4 単位で認定 (上記科目の履修は不可)		
				Communication Skills(2)	1			
				Reading and Writing(1a)	0.5			
				Reading and Writing(1b)	0.5			
				Reading and Writing(2a)	0.5			
	Reading and Writing(2b)	0.5						
後半	Improving English	2	※2	2	教養科目	教養科目	教養科目	
マード ック 大学 (MU)	前半	Improving English	4	Communication Skills(1)	1	Improving English 4 単位を、 外国語必修単位 CS (1), CS (2), RW (1a), RW (1b), RW (2a), RW (2b) <1 年次配当> の 4 単位で認定 (上記科目の履修は不可)		
				Communication Skills(2)	1			
				Reading and Writing(1a)	0.5			
				Reading and Writing(1b)	0.5			
Reading and Writing(2a)				0.5				
Reading and Writing(2b)	0.5							
後半	Improving English	2	※2	2	教養科目	教養科目	教養科目	
マード ック 大学 (MU)	後半	Australia and Asia	2	※2	2	教養科目	教養科目	教養科目
		Using Web Data	2	※2	2	理工学基礎科目・選択	学部基礎科目・選択	情報工学基礎科目・選択
		Sustainable Urban Design	2	※2	2	理工学基礎科目・選択	学部基礎科目・選択	情報工学基礎科目・選択

※1 海外大学での開講科目 (名) は、変更となる場合がある。

※2 学則第 43 条に則り、海外大学で単位を修得した科目名称のまま、本学で単位を認定する。

(別表 1-2) 単位認定表 [TAP]：横浜キャンパス (環境学部・メディア情報学部)

派遣先	期	派遣先大学での開講科目名 ※1	単位数	本学での認定科目名	単位数	環境学部 認定科目区分	メディア情報学部 認定科目区分
エディ スコー ワン 大学 (ECU)	前半	Improving English	4	Communication Skills(1)	1	Improving English 4 単位を、 外国語必修単位 CS (1), CS (2), RW (1a), RW (1b), RW (2a), RW (2b) <1 年次配当> の 4 単位で認定 (上記科目の履修は不可)	
				Communication Skills(2)	1		
				Reading and Writing(1a)	0.5		
				Reading and Writing(1b)	0.5		
				Reading and Writing(2a)	0.5		
	Reading and Writing(2b)	0.5					
後半	Improving English	2	※2	2	教養科目	教養科目	
マード ック 大学 (MU)	前半	Improving English	4	Communication Skills(1)	1	Improving English 4 単位を、 外国語必修単位 CS (1), CS (2), RW (1a), RW (1b), RW (2a), RW (2b) <1 年次配当> の 4 単位で認定 (上記科目の履修は不可)	
				Communication Skills(2)	1		
				Reading and Writing(1a)	0.5		
				Reading and Writing(1b)	0.5		
	Reading and Writing(2a)	0.5					
Reading and Writing(2b)	0.5						
後半	Improving English	2	※2	2	教養科目	教養科目	
マード ック 大学 (MU)	後半	Australia and Asia	2	※2	2	教養科目	教養科目
		Digital Storytelling	2	※2	2	専門基礎科目・選択	専門基礎科目・選択
		Sustainable Urban Design	2	※2	2	専門基礎科目・選択	専門基礎科目・選択

※1 海外大学での開講科目 (名) は、変更となる場合がある。

※2 学則第 43 条に則り、海外大学で単位を修得した科目名称のまま、本学で単位を認定する。

(別表 1-3) 単位認定表 [TAP] : 等々力キャンパス (都市生活学部・人間科学部)

派遣先	期	派遣先大学での開講科目名 ※1	単位数	本学での認定科目名	単位数	都市生活学部 認定科目区分	人間科学部 認定科目区分
エディ スコ ー ワ ン 大 学 (ECU)	前半	Improving English	4	Communication Skills(1)	1	Improving English 4 単位を、 外国語必修単位 CS(1), CS(2), RW(1a), RW(1b), RW(2a), RW(2b) <1 年次配当>の 4 単位で認定 (上記科目の履修は不可)	
				Communication Skills(2)	1		
				Reading and Writing(1a)	0.5		
				Reading and Writing(1b)	0.5		
				Reading and Writing(2a)	0.5		
	Reading and Writing(2b)	0.5					
後半	Improving English	2	※2	2	教養科目	教養科目	
マード ック 大 学 (MU)	前半	Improving English	4	Communication Skills(1)	1	Improving English 4 単位を、 外国語必修単位 CS(1), CS(2), RW(1a), RW(1b), RW(2a), RW(2b) <1 年次配当>の 4 単位で認定 (上記科目の履修は不可)	
				Communication Skills(2)	1		
				Reading and Writing(1a)	0.5		
				Reading and Writing(1b)	0.5		
Reading and Writing(2a)				0.5			
Reading and Writing(2b)	0.5						
後半	Improving English	2	※2	2	教養科目	教養科目	
Australia and Asia	2	※2	2	2	教養科目	教養科目	
Digital Storytelling	2	※2	2	2	専門基礎科目・選択必修	教養科目	
Sustainable Urban Design	2	※2	2	2	専門基礎科目・選択必修	教養科目	

※1 海外大学での開講科目 (名) は、変更となる場合がある。

※2 学則第 43 条に則り、海外大学で単位を修得した科目名称のまま、本学で単位を認定する。

◆ 留学中の学修 ② TUCP : 東京都市大学&カンタベリー大学留学プログラム

最初の 4 週間は大学付設の語学学校で集中的に英語を学び、その後カンタベリー大学の正規学生とともに、専門基礎科目等の科目を学びます。現地における開講予定科目と、本学における認定科目については以下のとおりですが、詳細は学科の TAP 担当教員及び教務委員に確認してください。

(別表 2-1) 単位認定表 [TUCP] : 世田谷キャンパス (理工学部・建築都市デザイン学部・情報工学部)

派遣先	派遣先大学での開講科目名 ※1	単位数	本学での認定科目名 ※2	単位数	理工学部 認定科目区分	建築都市 デザイン学部 認定 科目区分	情報工学部 認定科目区分	
カンタ ベ リー 大 学 (UC)	Improving English Intensive	4	Improving English Intensive(1)	1	外国語必修単位の 4 単位で認定 ★1 ★2 ★3 ※ 英語の必修科目を修得済みの場合は、 外国語科目・選択で認定			
			Improving English Intensive(2)	1				
			Improving English Intensive(3)	1				
			Improving English Intensive(4)	1				
	TUCP Specialist Course in Engineering	4	※3	4	専門科目・選択	専門科目・選択	情報工学基礎科目・選択	
	以下の A 群及び B 群から 1 科目ずつ (計 2 科目) を選択する							
	A	Strengthening communities through Social Innovation	2	※3	2	専門科目・選択	専門科目・選択	情報工学基礎科目・選択
	Enterprise in Action	2	※3	2				
B	Introduction to Environmental Science	2	※3	2				
	Land Journeys and Ethics	2	※3	2				

★1 2018 年度以前入学生 Improving English Intensive 4 単位を、外国語必修単位 CS(1)・CS(2)<1 年次配当>・RW(2)・TP<2 年次配当>の 4 単位で認定

★2 2019 年度入学生 Improving English Intensive 4 単位を、外国語必修単位 CS(1)・CS(2)・RW(1)・RW(2)<1 年次配当>の 4 単位で認定

★3 2020 年度以降入学生 Improving English Intensive 4 単位を、外国語必修単位 CS(1)・CS(2)・RW(1a)・RW(1b)・RW(2a)・RW(2b)<1 年次配当>の 4 単位で認定

※1 海外大学での開講科目 (名) は、変更となる場合がある。

※2 入学年度により、本学での認定科目は異なる。

※3 学則第 43 条に則り、海外大学で単位を修得した科目名称のまま、本学で単位を認定する。

(別表 2-2) 単位認定表 [TUCP] : 横浜キャンパス (環境学部・メディア情報学部)

派遣先	派遣先大学での開講科目名 ※1	単位数	本学での認定科目名 ※2	単位数	環境学部認定科目区分	メディア情報学部認定科目区分	
カンタベリー大学 (UC)	Improving English Intensive	4	Improving English Intensive(1)	1	外国語必修単位の4単位で認定 ★1 ★2 ★3 ※ 英語の必修科目を修得済みの場合は、 外国語科目・選択で認定		
			Improving English Intensive(2)	1			
			Improving English Intensive(3)	1			
			Improving English Intensive(4)	1			
	TUCP Specialist Course in Engineering	4	※3	4	専門基礎科目・選択	専門基礎科目・選択	
	以下のA群及びB群から1科目ずつ(計2科目)を選択する						
	A	Strengthening communities through Social Innovation	2	※3	2	専門基礎科目・選択	専門基礎科目・選択
		Enterprise in Action	2	※3	2		
	B	Introduction to Environmental Science	2	※3	2	専門基礎科目・選択	
		Land Journeys and Ethics	2	※3	2	教養科目	

- ★1 2018年度以前入学生 Improving English Intensive 4単位を、外国語必修単位 CS(1)・CS(2)〈1年次配当〉・RW(2)・TP〈2年次配当〉の4単位で認定
 ★2 2019年度入学生 Improving English Intensive 4単位を、外国語必修単位 CS(1)・CS(2)・RW(1)・RW(2)〈1年次配当〉の4単位で認定
 ★3 2020年度以降入学生 Improving English Intensive 4単位を、外国語必修単位 CS(1)・CS(2)・RW(1a)・RW(1b)・RW(2a)・RW(2b)〈1年次配当〉の4単位で認定
 ※1 海外大学での開講科目(名)は、変更となる場合がある。
 ※2 入学年度により、本学での認定科目は異なる。
 ※3 学則第43条に則り、海外大学で単位を修得した科目名称のまま、本学で単位を認定する。

(別表 2-3) 単位認定表 [TUCP] : 等々力キャンパス (都市生活学部・人間科学部)

派遣先	派遣先大学での開講科目名 ※1	単位数	本学での認定科目名 ※2	単位数	都市生活学部認定科目区分	人間科学部認定科目区分	
カンタベリー大学 (UC)	Improving English Intensive	4	Improving English Intensive(1)	1	外国語必修単位の4単位で認定 ★1 ★2 ★3 ※ 英語の必修科目を修得済みの場合は、 外国語科目・選択で認定		
			Improving English Intensive(2)	1			
			Improving English Intensive(3)	1			
			Improving English Intensive(4)	1			
	TUCP Specialist Course in Engineering	4	※3	4	専門科目・選択	教養科目	
	以下のA群及びB群から1科目ずつ(計2科目)を選択する						
	A	Strengthening communities through Social Innovation	2	※3	2	専門基礎科目・選択必修	教養科目
		Enterprise in Action	2	※3	2	専門科目・選択	
	B	Introduction to Environmental Science	2	※3	2	専門科目・選択	
		Land Journeys and Ethics	2	※3	2	教養科目	

- ★1 2018年度以前入学生 Improving English Intensive 4単位を、外国語必修単位 CS(1)・CS(2)〈1年次配当〉・RW(2)・TP〈2年次配当〉の4単位で認定
 ★2 2019年度入学生 Improving English Intensive 4単位を、外国語必修単位 CS(1)・CS(2)・RW(1)・RW(2)〈1年次配当〉の4単位で認定
 ★3 2020年度以降入学生 Improving English Intensive 4単位を、外国語必修単位 CS(1)・CS(2)・RW(1a)・RW(1b)・RW(2a)・RW(2b)〈1年次配当〉の4単位で認定
 ※1 海外大学での開講科目(名)は、変更となる場合がある。
 ※2 入学年度により、本学での認定科目は異なる。
 ※3 学則第43条に則り、海外大学で単位を修得した科目名称のまま、本学で単位を認定する。

上記の記載内容(開講科目名など)は変更される場合がありますのでご了承ください。

◆ 留学プログラムに関するお問合せ先

国際センター(事務局国際部) 世田谷キャンパス1号館1階 メールアドレス studyabroad@tcu.ac.jp